

349

273



始



B
65

文學博士 內藤虎次郎 著



支那論

東京

文會堂書店發行

大正
3. 4. 1
丙交

商人曉然知武王周公之心而君臣上下各止其所無復有怨
對不平之息與後世之人主一戰取人之國而毀其宗廟違其
重器者異矣

上古以來無殺君之事也湯之於桀也放之而已使對不自

焚武王未必不以湯之所以待桀者待紂而自焚也此武

王之不幸也當時八百諸侯雖皆有除殘之志然一聞其君之

見殺則天下之人亦且惘然震駭而不能無歸過於武王此

伯夷所以存言其暴也及其反商之政封殷之後人為無利

於其土地焉天下於是知武王之兵非得已也然後乃安於

紂之亡而不以為周師之過故箕子之歌怨紂重而已無餘

恨焉非伯夷親為箕子跡又非武王始暴而紂仁也其時

異也

最不上書

天生強我自書所作已三年餘矣念其文或有補於

世敬故不辭為書之已酉歲八月二十九日顧炎武字

人



吾處萬山中瀑布掛空

戶布算青松間鏗然嘗

夜午娛耳有天樂侍側唯

離席不嫌景過清所得豈

訓讀書五十年後身牛角

苦山居讀書樂此言不敬

吐乃知才公殊相去寧百

式

贈

簪雷通見

姚江八十翁黃宗羲



黃 黎 洲 先生 宗 羲 筆 蹟

閱 書 及 孝 友 存 為 碑 銘 以 續 校 官 稿
 不 善 公 文 簡 互 傳 格 豈 敢 受
 不 亦 賢 也 於 其 中 三 家 亦 佳 矣
 禮 記 出 志 書 有 若 在 歎 者 丹 姓 立
 碑 於 道 守 之 而 不 變 也 豈 足 為 者
 解 此 經 之 錫 老
 不 善 作 碑 如 首 妙 福 至 賢 自 幸 公 例
 敬 亦 政 正 并 亦 訪 問 者 自 宜 莫 以 負
 情 可 不 善 於 合 社 友 致 定 後 獲 後 守
 孝 三 公 書 之 或 謙 或 格 皆 可 但 姪
 矣 隨 且 兄 長 牙 惟 尚 自 幸
 楊 國 產 司

勝天古人間下
水張希得陳之
浩到
家私預面云似
夫有存年以修
治之致信
鈞是 胡文忠公
筆蹟

胡文忠公林翼筆蹟

臨於仁勇大國不志通商潛想時教以維
興居忠義動轉時常為政令易新聲門急征
名者無名

丈夫年為思子情如並歎慨茲有侍立歲歲事申
聖溫酒饗崇義難干聊嘆因佳城重何三租有
歌猶東濟字高乞假教以心盡鳥移天志雖至
又何忍不加體野推威軍易郭特聖言為律法
海防物難折此者幸權係精智此新紀存古本球

常去信時度生酬防務未可少鬆為護軍情形不
然思誰美事難於現中時度守敵信之衝突三德者
酌此對仗之處被此來能相不再四要易是推者仍括
弟台思慮後持美呈呈持玩軍情與聖地而保保而
廢不委籍人侍長密斂賦遠傳新於得早四里之
仁者愛身之情不若已若昨日新聲者守侯
名抑抑得平者美而後此幸日遠區為得與事而况
勤披鶴望忠能不一以孝門孝門

李 文 忠 公 鴻 章 筆 賦

清陰佳末意

接式大見屏

文雅縱橫飛

活法

馮景廷先生桂芬筆蹟

研彼
 以涉甚暢奉止駒
 定在天各府如二共
 表冊一序元
 徑望此外有制印
 三件湖若奉委便
 舟郵寄也
 內藤湖南殿
 然此紙
 實言

熊乘三君希齡筆蹟

自叙

此書のやうなものを書いて見やうかと思ひ立つたのは、昨年の夏秋の際であつたが、其頃朝鮮へ旅行したので、姑らく着手の機會もなかつた。十一月の初めに文會堂主人の懇ろなる勧めによつて、いよ／＼着手することゝはなつたが、疎懶なる余には、到底自ら筆を執るといふことが見込がないので、懇意なる朝日新聞記者高島政之助氏に速記を依頼した。高島氏は我邦に於ける有数の速記者で、亦余が講演は最も數々速記された経験があるからである。かくて十一月十一日に第一回を演述し、同廿五日に第二回を演述し、十二月二日に第三回を演述し、十二月九日に第四回を演述し、十二

月三十日に第五回を演述し畢つたが、變化の急激な支那の時局は、此の講演の繼續して居る二箇月間にも、目まぐるしき程變轉し、講演が終りて、其の速記録を訂正し、之を印刷して居る間にも、尙更に變轉した。講演を始めた頃にはまだ、熊希齡氏の施政方針も發表せられなかつたが、其の發表されたのを見ると、其の項目の分け方が、自分が論ぜんとして居るのと大差がないので、半途から其の項目に隨ふやうになり、隨つて發表以前に演べた分をも、それと矛盾しないやうに訂正した。又印刷中には、熊希齡氏の總理辭職となり、袁氏の退歩的方針は、益々露骨になつて來て、殆ど變法論の發生せざる以前の清代に後戻りしやうかと思はれる程になつて、本論の最後に論じた如く、熊氏の施政方針なども眼中に

なくなつて居るやうである。それ故此書の印行さるゝ頃には、すべて議論が時局に後れるやうになつて居ることは免かれないであらうが、しかし現在の支那に對する余の意見としては、此の目前の時局の變化の爲に、之を改める程の事もないと思ふから、やはりそのまゝ、世に問ふことゝした。但だこゝに逆じめ讀者にことはつて置きたいことが二つある。一は此書に述べた意見に、積極的施設に關する考が甚だ乏しいこと。二は此書は支那人に代つて支那の爲めに考へたので、外國の側から、例へば我が日本の如く、支那の事勢によつては、多くの利害を感ずべき國から見た議論の缺けて居ること、是である。

有體にいへば積極的施設に關する意見を建てる程、余が現

在の支那に關する研究が出来て居らぬのである。目下の急務とする財政などに就ても、何種の租税を整理すれば、幾許の収入があるとかいふやうな事は、今少し支那政務の内情を熟知せねば、到底確實なる計畫を立てる譯には行かぬ。尤も此の如き實務上の研究は、單に外國人たる余が、立て得ぬのみならず、直接支那の政務に當つて居る人でも、立て得るかどうかと疑ふので、熊氏の如き、其の長所は財政に存する人であるが、其施政方針に述べてある財政計畫は、決して我々が考へ得られる以上の精確な者ではない。但し自分は此より以上、精確な調査を爲すべき方法が、目下之なしといふのではない。過去三四十年間の支那貿易の發展を調査すれば、其の國富の増進を測定することか出来る筈であり、又鈔

關其他の財政機關が、外國人の管理に歸した結果、其の收入の増加した割合を調査すれば、支那の實際の租税負擔力が推算されるのであるが、今自分の手許には、それらの材料が殆ど全くないので、已むを得ず、状況から判斷される限りの空論に留まることゝなつたのである。しかし古來の自然な成行から、並びに内外の形勢から攷究した結果、支那の如く絶大な情力によつて、潜運默移して居る國情、人爲による矯正の効力を超越して居る國情が、自然に落着くべき前途は、確かに積極的施設の基礎となるべき者で、此の情力の方嚮を知ることが、目下最も大切なる事と思ふので、一つは枝蔓に渉る細目の議論に及ぶ違がなかつた點もあるのである。從來支那の經世論を立てた識者の論ずる所に徴しても、我

々に深甚の感動を與ふる者は、其の自ら認めたる弊害を救済する方法として、自ら案出した議論であつて、之には奪ふべからざる權威を感じる。たとへば顧炎武の郡縣論とか、日知錄とか、黃宗羲の明夷待訪録とかいふ者は、時勢の窮極して、通變すべき機會が到着しつゝあることを看取した點に、痛切な意義があり、中には支那の尙古思想に薰染せらるることを免かれ難い處から、封建の事實上復古、貴族政治の復古等を夢想する如き缺點もあるけれども、其の改革の精神は今に至りて生氣ある。馮桂芬の校邠廬抗議なども、近年では最も切實なる者であつて、近來の變法論者の如く、單に外國制度の模倣を以て、無上の政策と考へて居るものとは選を異にして居る。劉坤一、張之洞の變法會奏なども其第二奏た

る。支那の宿弊を論じた處は、最も痛切であるが、其他の積極的施設として、外制模倣を主張した處は、徹底して居らぬ恨がある。蓋し外制模倣に就ては、支那の識者の智識が外制の根源由來を明らかにし、迄に至らぬ爲に、其の取舍の議論も徹底せぬのであらう。強兵といへば、新式軍隊の増加と解釋し、富國といへば、商工業の發達とのみ思ひ、政治の改革といへば、憲法とか國會とかいふことを考へる丈で、外國文明の深い意義を知らぬ、是が徹底せぬ變法論の真相である。自分は多少此の消息を解する處から、先づ支那の國情が果していかなる程度まで世界政治上の進歩に順應し得べき者が、現在已に破裂した革命の局面が、いかなる程度で收拾し、さうして其の最も適當な政治上進歩の階級に落着くべき者

であるかを概論し、積極的施設の責任を持つて居る者に深き省慮を促がしたいと思つたので、積極的施設を説くには不便な自分の地位を強て展開せんとは試みぬのである。然るに袁世凱などの考では、最近の一時的反動の潮流を、政治上變遷の大勢の發現と誤信して居る傾が歴々と見え、一日々々と其の國運を底なき暗黒の坑に投げ入れんとして居る。従來の五國借款は、尙ほ自國の財政權の獨立を考へての上の借金で、同じ借金でもソコに苦心といふものゝ味もあるのであるが、近日の油田及び淮河浚渫に對する外資輸入などは、殆ど自己の存立を認めぬ借金である。實は此書に對して起るべく豫想する批評の第二項にもある如く、自分は全く支那人に代つて、支那の爲に考へて、此書を書いたの

であるが、今日のやうな状態では、モハヤ支那の爲に考へるといふ必要は、遠からず無くなるかも知れない。北清事變の際に、一時天津に都統衙門といふ者が出來て、列國の聯合政治を行つたことがある。第二の大なる都統政治が出現すべき時機は、あまり遠いとは思はれぬ。支那人は大なる民族である、此の民族は民族として統一されて居る。又列國の支那に於ける利權も随分錯綜して居る。故に支那が急速に分割さるべき者とは、自分も思はない。但し一種の都統政治は何時でも行はれ得るのである。又此の都統政治の方が、國民の獨立といふ體面さへ拋棄すれば、支那の人民に取て、最も幸福なるべき境界である。我等が本論に述べた國防の必要が、こゝに絶対に消滅する。支那の官吏よりは、廉潔に且つ幹能

ある外國の官吏によつて支配されるから、負擔の増さぬ割合に善政の恩澤を受ける。袁世凱を大總統にさへ仰ぐ國民が、都統政治に不満足を訴へるなどいふことは、有り得べき道理がない。それ故自分は日本などの如く、支那の事勢によつて利害を感ずべき國から見て、支那がいかに定まるがよいかなどいふ議論は、無益だと考へたのである。支那の人民に聊かなりとも政治上の徳義心があつて、自己の存立を念頭に置けば、此書の本論に論じた如き落着を見るべき者、さもなくば第二の都統政治が出現すべき者と、覺悟さへすれば、日本其他の外國が取るべきすべての手段は明白なのである。都統政治には、君主制、共和制の問題も、領土に關する問題も不必要であるから、此書の本論に於ける第三以下

だけが、尙ほ攷究せらるべき者と爲つて残るのである。但し我が日本が此の如き時機が到着した際に、支那の人民を救濟すべき準備があるか。これは政府當局者に問ふのみではない、我が國民に切實に問ひたいのである。

我々は今以て失敗したる革命黨の人々に同情を表す。革命黨の人々は、自から支那の國民性を了解せなかつたので、其の限りなき辛苦の効果を水泡に歸せしめてしまつたのである。支那の國民性は、何物を犠牲にしても平和を求め、兵亂の際などには、桀驁なる棍徒の横行をも見、良民の代表たる父老（この語の使用されたことも古いものであるが）は屏息して居るが、少し事態が穩かになると、父老の歡心を得ざれば、繼續した統治は出来ぬのである。革命黨は其の新鋭

の意氣にまかせて、父老の歡心を得ることを顧慮しなかつた爲に、近い將來に於て事を起す地盤を失つて居ることは、大なる打撃である。其の最初奮起した動機は、誠に堂々たるものであるけれども、其の倏起倏滅した状態は、李自成、張獻忠の如き諸賊と異ならぬ結果になつてしまつた。此の父老收攬といふことは、其の法制の美惡を問はず、人格の正邪を論ぜず、支那に於ける成功の秘訣である。悪人でも惡法でも、此の秘訣を得れば、必ず成功する。況んや改革論とか、政治上の主義とかいふことの如き、成功の要素としては、父老收攬の前には、何の力もないのである。革命黨は此の秘訣の鍵を握ることを知らないので失敗した。目下袁世凱が知縣試験に舊讀書人のみを採用するなどは、頗る此の秘訣を心得

て居るのである。しかし勿論此の秘訣も國家の滅亡を救ふ爲には何の役にも立たぬ。父老の歡心を得て成功した君主でも、大總統でも、外敵に對して國を滅ぼさぬといふことは、決して保證されぬ。父老なる者は外國に對する獨立心、愛國心などは、格別重大視して居る者ではない、郷里が安全に、宗族が繁榮して、其日々々を樂しく送ることが出来れば、何國人の統治の下でも、柔順に服従する。長髮賊の李忠王を官軍に密告した者は、郷人に打殺された。支那に於て生命あり、體統ある團體は、郷黨宗族以上には出でぬ。此の最高團體の代表者は、即ち父老である。袁世凱は或は此の父老の上に成功した大總統として、支那の國民を都統政治に引繼ぐ大人物であるかも知れぬ。袁世凱の此の如き大人物たることを知

れば、都統政治に處する日本の準備も、容易に了解せらるゝのである。但しその準備が日本にあるであらうか。余が此書の著述は、平生支那の先識者の著書及び意見に負ふ所少からぬので、聊か記念として卷首に、顧亭林、黃黎洲、曾滌生、胡潤之、李少筌、馮景廷六君及び余が親交ある熊秉三氏の筆蹟を寫眞版として載せることゝした。此外にも多少補論したいこともあるけれども、今回は先づ筆を擱く。

大正三年三月十二日

内藤虎次郎

支那論目次

緒言

時局の急變……………一
問題解決の鍵……………四

一、君主制か共和制か

支那の近世は何時に始まるか……………七
貴族政治の時代……………九
名族の全盛……………一二
家族制度の眞義……………一六
武人の勃興と名族の衰滅……………二〇
君主の地位の變化……………二五
臣僚の地位の變化……………二七
獨裁政治の完成……………三〇

外戚宰相、宦官の無力……………三三

政争の新意義……………三五

継続の秘密主義……………三七

獨裁政治の弊害……………三八

民力の増進……………四一

吏胥の實權……………四八

貴族政治は復舊し難し……………五三

共和政治……………五四

二、領土問題

少年學生の卓識……………五七

五大民族の共和……………五九

革命時代の外交論……………五九

異種族間の感情問題……………六二

漢と匈奴……………六二

唐の異種族懐柔……………六四

金の國粹主義……………六六

元の三大族統治主義……………六八

清朝の支那文化本位……………七二

革命の漢人本位……………七五

異種族の解體……………七九

統轄の實力……………八三

漢唐元明の實例……………八三

清朝の統一は財力に因る……………八七

財力の疲弊と統一力の弛解……………九〇

蒙古、西藏……………九四

滿洲の特別狀態……………九五

漢民族の發展は別問題……………一〇〇

三、内治問題の一

地方制度

階級過多の制度……………一〇三

小區劃制……………一〇四

漢唐の制……………一〇七

宋元明の制……………一一〇

變遷の大勢……………一一二

顧黃二氏の意見……………一一三

大區劃の利及其根柢……………一一五

増官論の誤……………一二一

官吏の收入……………一二三

胥吏の弊……………一二五

日本と比較……………一二六

改革の効……………一二九

官吏の貴族生活……………一三三

袁の政府に革新の氣分なし……………一三八

明清易姓の効……………一四〇

自治團體と官吏……………一四三

近代官制の由來……………一四八

畫一政治の無効……………一五〇

尾大の弊は自然の情力……………一五二

四、内治問題の二一

財政

目下最難の問題……………一五七

妥協政策の結果……………一五九

軍隊の二重設備……………一六一

無制限の借款……………一六四

統一の望ありや……………一六六

軍隊と地方との關係……………一六八

軍隊精神の將來……………一七一

聯邦制度……………一七三

國防の不必要……………一七四

自治的行政及財政……………一七六

財政の協濟……………一八〇

農民の負擔……………一八一
 負擔軽減と行政組織……………一八五
 交通の太利と天産の過豊……………一八七
 穀物輸出開放論……………一九三
 幣制改革論……………一九六

五、内治問題の三
 政治上の徳義及び國是

進歩せる政論……………二〇一
 踏襲せる政論……………二〇五
 退歩せんとする政論……………二〇六
 本籍廻避の件……………二〇六
 自治制施行の件……………二一〇
 司法獨立の件……………二一三
 孔教論……………二一六
 袁氏の新名辭解釋……………二二一

附
 録

支那の平民的萌芽……………二二二
 國是……………二二六
 機會主義の誘惑……………二三一
 革命黨も亦免れず……………二三五
 列國の監視……………二三六
 正義の觀念……………二三九
 清國の立憲政治……………二四一
 革命の將來……………二八八
 支那時局の發展……………三〇八
 中華民國承認に就て……………三二九
 支那の時局に就きて……………三四一
 支那現勢論……………三五四
 革命の第二争亂……………三六八

支那論 目次終

支那論

内藤虎次郎著



緒言

支那の時局は、走馬燈の如く急轉變化して居る。之に對して意見を立てる人々は、動もすれば其の推斷の外づれ勝なるが爲に、いかに支那事情に通達した者でも、他の信用をも落し、自らも茫然たる事が多い有様である。是は支那の歴史が從來、其の變化のいつも遲緩なる例を示して居たのに、近頃の文明の利器の利用は、全く反對の結果を齎らした上に、本來支那人が無節操で、日和見で、勢力に附和して、一定の主張に乏しい處からして、始終グラ／＼して、傍觀者から全く見當が付

かない爲である。目下勢力の中心たる袁世凱其人にも、特に一貫した政策がない、有名な政論家の梁啓超などが、手の裏を反すやうに、其の深讎の下風に立つなどは、いかにしても日本人でも、外國人でも豫想し難かつたことであらう。尤も内閣總理熊希齡などは、其中で一貫したる政策がある人物と云つても可なる人であるが、其の一貫した政策を遂行し得るや否やは、實に目下の疑問であるのみならず、熊希齡の政策も、實は清朝の末年にあつて考へた者を、革命後の今日に於ても、其の儘にやつて見やうといふやうに見える。熊氏は余も懇意の間柄であり、十年前には當時の支那の救済策としては、多少所見を下したこともあつて、其識見をば認めて居つたのであるが、あの時は西太后も在世なり、頭が古くても張之洞なども一代の人望を繋いで居り、云はゞ壓力の中心があつたのであるから、此の壓力を利用して、平和的に諸問題を解決するといふ見込も立ち、隨て中央集權も可なり、

藩屬統一も可なり、利權回收も或程度までは行はれ得る筈であつたのであるけれども、今日の如く一旦革命が突發してしまひ、中心たる壓力が全くなくなつた以上は、袁世凱のやうな生溫い統一策の實行と同時に、急激な緊肅政策を成功させやうといふことは、甚だ覺束ない次第である。此は熊氏などの大に考へねばならぬ處で、隨て支那と直接の關係ある列國も、この形勢と政策とのドコ迄一致し得るかを綿密に觀察する必要ありと思ふ。世界の政治上、經濟上、其他の變遷は、近代になるほど、人間の力を超越して居つて、殊に文明の普及は人間の能力を平均させる方に傾いて來て、異常の天才が出難くなり、如何なる國家、如何なる人民でも、一の天才の範疇に容れて新しい型を作るといふことが六ヶしくなつて居る以上、支那の如く特に數千年前からして、已に國土人民の廣大な自然發動力が、爾來の有名な治者の能力を超越してしまつて居つた國が、今日に於て、其の自然に傾い

て行く情力に順つて、政策を立てる以上の事を、何人か爲し得るであらう。さうすれば今日支那を統治すべき最善の政策は、其の國情の情力、其の國土人民の自然發動力が、如何に傾いて居るか、ドチラへ向つて進んで居るかといふことを見定めて、それによりて方針を立てるより他に道あるべしとも思はれぬ。此の情力、自然發動力の潜運默移は、目下の如く眩しいまでに急轉變化して居る際に在つても、其の表面の激しい順逆混雜の流水の底の底には、必ず一定の方向に向つて緩く、重く、鈍く、強く、推し流れて居るのである。此の潜流を透見するのが、即ち目下の支那の諸問題を解決すべき鍵である。

余は敢て自ら僭して此鍵を握つたとは言はぬ。但だ余等の如き歴史を專攻する者に取つては、數千年來の記録が示して居る所の變遷の中で、最も肝要な一節が、目前に一齣の脚色として演出されて居るこいふのは、此上もない興味あることである。多少は昔の名優の型も臚

氣ながらに聞覚え、見覚えがあるので、此の舞臺に對して見巧者こいふ程にはいかぬまでも、矮人觀場こいふ譏りを受ける迄にも至るまい。それで思ひ附た脚色やら技藝やらの評判をして見るこいふことも、自ら興味あるのみでなく、同じ見物人の參考ともならうも知れぬ。こ氣まぐれを起したが、其の氣まぐれの中には、多少の世の爲、人の爲にする婆心も籠つてあるので、試みに目下最も重大視せられて居るこ思ふ幾つかの問題を提げて見て、それを一々かの大情力、自然發動力の標準によつて解釋をして見るこいふのが、此の小冊子の出来る由來である。支那の革命亂が起つた際には、我が京都大學の特別講演として、清朝衰亡の原因を論じて見たが、後に以文會から出版されたのがある。あれは衰亡の豫斷であるから、清朝一代に其原因を求めて、それで解釋が略ぼ済むのであるが、此度のは破壊された清朝の跡へ、新しい時代を建設する方から見た立論であるから、支那の古來、殊に

近世の大勢を統論せねばならぬ處からして、覺えず冗漫に渉るやうになつたのは已むを得ぬ次第である。

一、君主制か共和制か

將來の支那が君主制となるか共和制となるかは、最も重大な問題であつて、之を解決するには、歴史の精神に通達し又歴史の形跡を超越するの作用を要する。歴史家は常に時代を區劃して、上古、中古、近古等の名稱を立てるが、それは單に今の時代からして遠い時を上古とし、其の次を中古とし、近い時を近古と云ふやうな、單純な意味ではなくして、其の時代の分け方に各々内容がある。西洋でも近古と云ふものゝ意味を、文藝復興の時代以後、つまり一般民衆の勢力が加はつたとか、新しき土地の發見により、經濟上の變調を來したとか、社會組織が變形して來たとか云ふ所の内容を有つたものを稱するのであつて、日本でも若し同様な區劃をする時には、其の意味を以て區劃するの

が穩當であることは、有力なる歴史家の主張となつて居る。それで單に此の開國五十年來が近世と云ふのではなくして、社會組織の根柢が漸々變つて來た所の時代、即ち武家の勃興からして、それから平民の勢力が加はつて來る時代までを近世と謂ふべきものであつて、或は之を足利の末期からとする説もあり、或は溯つて鎌倉時代からとする説もあるのである。

支那に於ても矢張り同様の見方を以て區劃を立てることが出来る。それで單に明代若くは清朝以後を稱して近世と云ふのは、普通の素人考へであつて、若し歴史上の見地から、近世と云ふものに内容あり、意義あるものとして考へると云ふことになる。更に溯つて、唐の中頃から五代、北宋の時に及ぶまで、即ち今より一千百年前頃より八百年前頃までの間に、此の近世紀と云ふものが漸々纏つて來たと見る方が穩當である。それで其の間に於ける歴史上の變化が果してどう

云ふ風にして、近世と云ふものを形作つたかと云ふことを考察すると云ふと、簡單に云へば、第一には貴族政治からして君主獨裁政治に傾いて來たと云ふやうなことが、重大な事實になつて居る。それより以前に在ては、支那の政治は獨り貴族の團體の把握する所であつて、平民は勿論全く之に與からない。さうして天子と云ふものも、其の貴族の中の或る一家族が、時々代り合つて其の地位を占めるのであつて、君主の地位と云ふものは、貴族よりも特別に懸け離れた所の、侵すべからざる神聖のものとして云ふ意味にはなつて居らなかつたのである。是は此本の附録にも有名なる黃宗羲の明夷待訪録を引いて説いてあるが、其の根本は孟子の説から來たので、孟子は周の時の制度を論じて『天子一位、公一位、侯一位、伯一位、子男同一位、凡五等也』と云つて居る。是は封建制度の時に、天子が直轄の土地、即ち邦畿と、侯服、即ち諸侯の領分との間の關係を云つたので、詰り天子が外諸侯に對する

地位を説明したのである。それから又孟子は斯う云つて居る『君一位、卿一位、大夫一位、上士一位、中士一位、下士一位、凡六等』是は天子が諸侯でも、略ぼ同じ其の領土の中に於ける官爵ある者に對する關係を説明したのであつて、即ち内に對する地位を云つたのである。之を要するに内外共に天子の地位と云ふものは、この幾等の階級ある貴族制度の上に、單に其の一階だけの高さを占めて居るのであつて、例へば公が侯に對し、侯が伯に對し、伯が子男に對するだけの一級の差等を、天子は最上の公に對して有つて居るに過ぎないのである。それで此の各諸侯の上に特別に擢んでた絶大の力並に地位を有つて居ると云ふのではない。それから内部の方でも卿が大夫に對し、大夫が上士に對し、上士が中士に對し、中士が下士に對すると云ふだけの差等を、君は卿に向つて有つて居るに過ぎないのであつて、百官の上に超越した大勢力、並に優れた地位を占めて居ると云ふのではない。それで

あるから天子の位と云ふものは、内外俱に非常に重大なもの云はれない。孟子は又或る時に斯う云ふことを言つて居る。齊宣王が卿と云ふものゝ位のことを問ふた時に、孟子が答へて、貴戚の卿あり、異姓の卿あり。貴戚の卿と云ふものは、君に大いなる過ちある時は諫める。反覆して聞かれざる時は、位を易へると云つて居る。即ち天子の同族又外戚として卿の位を占めて居る所の貴族は、天子の位をも代へるだけの力を有つて居り、又さう云ふことが許されてあるのであつて、君主は貴族に對して絶對の支配權を有して居るのではない。是は先づ云はゞ大體上古の事であつて、封建制度で列國が分れて居る時のことであるが、秦漢以後統一政治の世となつても、未だ全く此風を脱しない。但し秦漢以後は此の貴族政治に幾らか君主獨裁、並に平民政治の意義を加味して居つたことは事實であるけれども、是は戰國の後を受けた實力本位時代の餘波と、並びに其時に産出した政治上の

理想で加味するのであつて、其の實際に於ては、矢張り何時でも權力は貴族の手中に在るのである。それで例へば前漢の時代に外戚が非常に盛んであると云ふやうなことも、即ち日本の藤原時代に於けるが如く、貴族の勢力が盛んになつた結果である。殊に六朝に至つては重もに皆名族の政治であつて、東晉の時に王謝二氏が主として政權を握つて居るのも、名族の爲であり、范陽の盧氏、博陵の崔氏などは常に第一流とせられて居る。此の時代は全く名族が交る／＼出て政權を握るので、世族でなければ、大官に選舉される資格がないのみならず、天子の系統が幾度代つても、名族は依然として其地位を失はない。士大夫の族は其家固有の權利で、天子から命ぜられるのではないと云つて、寧ろ王統の代る毎に、天子から世族に媚びる爲に官階などを進めたものである。唐の時になつても、天子の外に矢張り名族と云ふものがあつて、太宗が之を破壊しやうとしても行はれない、其時作つ

た譜牒にも、崔氏は第一で太宗は第三たるに過ぎぬと云ふ程であつた。斯う云ふ名族は、多く互に相結婚して、天子の家もしくは外戚の家とでも容易に結婚をすることを允さない程で、況んや其外の普通の人間に對しては殆んど結婚もせず、全く特別な地位を占めるやうな形になつて居つたものである。尤も其の際に屢々民間から起つて天子になつた者もないではない。例へば漢の高祖とか、それから六朝の時の宋の武帝とか云ふやうな人は、皆微賤から起つて居る。併し漢の高祖の起つたことに就ては、事實は微賤から起つたに相違ないけれども、それが天子になつた所以の理由としては、矢張り支那に昔からある所の一種の神祕的傳説に依つて解釋をして居る。それはどう云ふ事かと云ふと、例へば堯の母が電光に感じて孕んだとか、周の先祖たる后稷は其母姜嫄が巨人の足の母指の跡を踏んで、それが爲に孕んだとか、それから殷の祖の契の母簡狄は玄鳥の卵を落したのを

呑んで、それが爲に孕んだとか、皆何等か神祕の傳説があつて、神靈に感じて生れた人が、即ち一天下を支配する所の天子になるのであると云ふ考があつて、其の當時は感生帝といふ名稱があつた。是は支那のみならず、東洋諸國一般に行はれたことであつて、例へば扶餘並に高句麗、百濟の國の元祖と稱せられて居る東明王などは、其母が日光に感じて卵を生んで、それから出たと云ふやうなことを言つて居る。それが又遙か後世まで、蒙古種族とか、滿洲種族までに類似した説が遺つて居る。是が當時に於ける帝王の元祖に對する普通の考であつたから、漢の高祖も其母が交龍の瑞祥があつて、さうして生れたことも云ひ、又殊に其の血統が堯の後裔であることも云はれて居つて、單に微賤なる平民から出たことは信じて居なかつたのである。實際微賤から出た者ですらも、斯の如く解釋してあるが、同時に貴族の多數も亦皆神明の胄であるから、君主の地位が之に對して格別優秀として認め

られぬと云ふのが其時代の思想であつた。しかも此の名族と云ふものは、自然に其の血統上持つて生れた所の資格であつて、例へば上古の周の時に、諸侯が天子から命を受けて、さうして其の封土を得る。是は日本で例へば徳川時代の大名が、將軍から封土を貰つて、さうして大名になる。若くは古くからある大名は、徳川家からして本領安堵の御墨附を貰ふと云ふやうなことは譯が違つて、例へば近年までの朝鮮の兩班と同じやうで、官爵も領土も共に無くとも、依然として名族は名族であつて、何時まで經つても其の名族の資格を失はないのが、其の本義である。斯う云ふ名族の組立と云ふものは、どうかと云ふと、是は矢張り近代まで朝鮮では依然として存續して居つたのであるが、皆其の名族の譜牒と云ふものを有つて居る。即ち日本の系圖であつて、其の一族の者は如何なる遠隔の處に居つても、皆同一の族譜を有つて居るのである。是が即ち純然たる意義ある家族制度であつて、

支那では殊に又それに特別なことは男系を重んずることである。相續の順序を重んずることである。それで其の一族の或る一つの家が相續者が絶えても、必ず其の血統のある一族からして相續者を捜す。さうして相續をするのには、必ず其の前の亡くなつた人の卑屬のものでなければならぬ。即ち其の人の系圖の順から計算して行つて其の人の子若くは孫以下に當る所のものでなければならぬ。それで若し適當な相續者が無くして、其の人の兄弟の列に在る者、例へば從兄弟と云ふか或は二從兄弟と云ふか、三從兄弟と云ふものであり、若くは其の人の父の列に當る者、例へば直接の伯叔父であるとか、或は從父であるとか云ふやうなもの、即ち尊屬の者が相續をするに云ふことになると、其の系圖に於ては其の相續した尊屬の人は、系圖上正當の相續の地位は占められぬことになる。さうして前の當主の卑屬の者の地位に至つて、始めて正當の相續をすることになる。それは近世までも

さう云ふ事が嚴重であつて、例へば近頃、に於て清朝の同治帝が亡くなつた後に、光緒帝が立つて居る。併し光緒帝は同治帝の從兄であるからして、同治帝の相續人としては立つことが出来ないから、同治帝の父の咸豐帝の相續人として立つたのである。それで光緒帝が死んで、宣統帝が立つと云ふと、同治帝か光緒帝かどちらか一人は系圖上の正統を占めることが出来ぬことになるので、宣統帝は同治帝の相續人として立つたのである。是は其の家族制度に伴ふ所の祭祀の制度が嚴重であつて、昔は先祖から昭穆の順を逐うて廟を立てる。天子は宗廟を七つ立てる。それから以下五つ立てる者もあり、三つ立てる者もあり、一つ立てる者もあるのであるが、其の廟主と云ふもの、制度がやかましいので、それは必ず昭穆と云ふ順を數ふる時は、段々一級下の卑屬の人に相續をさせるのであつて、其の間の人と云ふものは、詰り廟主になることが出来ぬ。斯う云ふ譯で家族制度と云ふも

のは、系統上から正確なる意義を成して居るのである。是は近頃日本で謂ふ家族制度など云ふもの、無意味なものは遙に異つて居る。尤も西洋に於ては支那よりは幾らか寛大な點はあるけれども、西洋でも男系の外に女系をも認めるだけであつて、血統の無い者の相續と云ふものを認めない。其の點は日本よりも遙に家族制度の意味を成して居るのである。日本では家族制度と云ふもの、意義を正當に知らずに、單に家名の慣習を家族制度と誤解して居るのである。支那の名族は此のやうな嚴重な家族制度の意味を有て、相續して來たのであるから、それで官爵も封土も無くても、依然として名族の地位を維持して來たのである。六朝から唐代には譜學と云ふものが、一科の學問になつて居つた位で、新唐書には唐代の宰相は門族を尙んだからと云ふので宰相世系表と云ふ歴代の正史にない例を開いて居る位である。さうして天子と云ふものも、理想としては其の間から立

つ。例へば唐の天子は隴西の李氏と云ふ世族が君位に立つたので、支那にそこら中に散らばつて居る名族の中で一時君位を占めた家と云ふのであつて、唐の高祖の語に家を化して國とするに云ふことがあるが、是は世族が一家を治める方法、即ち家族制度のやり方を國に應用したに過ぎない。それで君主は其の自分の一家族並に其の外の名族と共に、一般人民を隸屬として治めて行くに過ぎないのである。斯う云ふ有様であるから、君主の地位と云ふものは、各階級の上に超越した所の絶大の權力でもつて各階級を支配するに云ふのではなくして、詰り貴族の間に居つて、さうして貴族と共に天下を有つて居ると云ふやうなことに過ぎない。それだから君主は大きく言へば、貴族階級の私有物、小さく言へば、其の一家族の私有物のやうな地位でこの一家族中には其の奴僕婢妾までも包有して居り、即ち漢唐の代などには、一時宦官即ち天子の奴僕が實際上天子を私有して居つた

時代もある。それで例へば外戚が盛んな時には、外戚からして君主の位を廢されもし、又は殺されもし、又宦官が權力を握つて居る時は、其の力に依つて、君主の地位がいかやうにも動かされもする。さうして貴族が勢力のない時でも、士族を庶民と同様に待遇するなご云ふことは、社會が尤さなかつたのである。唐の時の天子が、臣下の上奏に對する批答は、今も遺つて居るが、總て同輩の扱ひ、友誼的の言葉使ひで、明代なごのやうな奴僕扱ひは、決してせぬのでも、當時の情態が分るのである。

此の形勢が一大變化を來したのは、唐の中頃からである。云つて宜い。是は日本に於ても藤原時代の貴族政治が、近世的の政治に變る時には、必ず先づ武家、武士と云ふもの、勃興を來したのであるが、唐の時代も頗ぶる其の傾きがある。尤も日本の武家は、元來は王族の分れであつて、幾らか貴族の意味を有つて居つたのであるけれども、此の

武家に屬する家人と云ふものは、皆地方に土着して居つた者から成立つのであつて、是が既に民主勢力の根柢をなして居るのであるが、支那に於ては此の武人の勃興と云ふものは、日本とは違つて、大抵は卒伍から出身して居る。元來武官を卑しむで、名族はそんな職業はせぬの、北朝以來、蕃夷から武人が多く出たので、微賤な者から武人が出る。相場が極るやうになつて來た。唐で武人の勢力の盛んになつた。云ふのは、所謂藩鎮の制度の結果である。即ち各地方に置いた所の節度使が、内亂に依つて、段々勢力を占めて來て、さうしてそれが到頭官職を世襲する傾きを生じて來たのに、基因して居る。勿論日本でも此の武家の勢力を得たと云ふのは、各地方に亂が起つて、それを武家が征伐をして、其の時に各地方に家人と云ふものを造るやうになつた結果であるが、唐の時も同じやうな結果であつた。但し唐の藩鎮は、日本の武士なごよりは遙に大いなる地方を支配して居つたので、

それが戦亂の結果から徴發しない所の兵、即ち常に蓄へて置く所の兵を有つことになる。其の當人が死んだ時に、其の跡に立つ者は、新たに朝廷から命ぜられて来たものでは納まりが着かぬ。そこで其の藩鎮の節度使の子のあるものは、其の子を留後とすることを朝廷に願ふ。若しそれが聽かれなければ、朝廷に對して命令を奉ぜず、其の地方に割據して獨占の權力を振ふことになる。若し又其の相續人に子が無いと、其の軍中で前の節度使の幕下に居つて人望のあつた者が、其の代りに立てられると云ふやうなことが起つて来た。其の際から幾らか親分子分の關係を生じて来て、さうしてそれが到頭養子制度のやうなものになつて、遂に家族制を打ち壞す原になつた。それで親分子分と云ふ者、支那で謂ふ義兒とか乾兒とか云ふことが此の時分から生じたのであつて、詰り藩鎮の武力相續からして始つたのである。唐の時にも聰明な天子がある。云ふと、此の藩鎮の弊害を打ち壞

さうとして、盛んに征伐をして、一時はそれを打ち壞したこともあるけれども、間もなしに其の勢力が又元に返つて、益々此の乾兒制度が盛んになつた。それが五代の頃になると、遂には天子にまでも、其の習慣が應用されて来た。例へば後唐の明宗と云ふ天子は夷狄の出身であるが、是は先代の李克用の養子になつて、それが到頭軍隊に推されて天子の位に即いた。いはゞ羅馬時代の皇帝のやうな者である。それから尙激しいのになると、後周の太祖は郭氏であるが、其の養子の世宗は柴氏であつて、それが天子の位を相續して居る。苟くも天子と云ふものが養子を以て相續をする。云ふことは、殆ど昔から無いことであつて、是は支那のやうな家族制度を尊ぶ國としては、非常な社會上の變化である。此の如き風習が一時盛んに行はれた爲に、一般に支那の社會の根柢を成して居る所の家族制度と云ふものを破壊した。勿論支那のやうな歴史の古い國と云ふものは、世の中が泰平になる

と、又幾らか其の形勢が後戻りをするに云ふことはある譯である。けれども兎も角一時の大變を來して支那の家族制が此の爲に全然失はれたに云ふではないけれども漢魏六朝以來の名族は、此の爲に根柢から打ち壊されて譜學に云ふ者も此時に絶えて名族に云ふ者は殆んど意味の無いものになつて仕舞つた。尤も其の後でも名族に云ふもの、名前だけは遺して居る。例へば宋の天子になつた趙氏は天水郡の趙氏に云ふ。それは即ち昔から謂ふ所の郡望に云ふもの、名前だけが遺つて居るが實は宋以後はただ趙氏に云ふ家があれば、是は天水の郡望の氏にするのであつて、實際天水郡の趙氏が昔から續いた血統を有つて、明確なる譜牒を所持して居るに云ふのではない。單に現在ある所の氏姓に依つてそれが昔の名族の血統であらうと想像するか、或は粉飾するかに過ぎないのである。

是が即ち名族の滅亡した原因であつて、此の名族の滅亡は、一面に於

ては君主の地位に一大變化を與へた。即ち君主の形を漸々獨裁的に傾かしめて來た。君主に云ふものは、從來は貴族の中の一人が政權を執るに過ぎなかつたのを、貴族が無くなつたので、其の結果として君主は萬民の上に超越した地位になつて來た。さうして事實上萬民の上に君臨するに云ふやうなことになつて來た。それで天子になるものは、古の感生帝に云ふやうなもの、若くは名族の血統であるものでなくとも、微賤の者から起つても、天子になれるに云ふことが明かになつて來た。そこで明の太祖などが起つた時は、明の太祖の苗字は朱氏であるので、或る人は其の系圖を有名な宋の學者の朱子からして引くことを勧めたものがある。併し明の太祖は自分の先祖は何處の馬の骨か分らぬものであるに云ふことを認めて、それを改めなかつた。是はもう天下を救ふものは、如何なる種類の人でも天子になれるに云ふことの理想を實行して居るのであつて、其の君主に云ふもの

の資格が大いなる變化を來した結果であつた。

そこで君主の地位が變つた結果として、隨つて其の下に立つ所の臣僚の地位と云ふものも變つて來た。從來は天子は自分の家族を私有して、其の家を擴めて國とし、天下として居つたのであるが、今度はもう頭からして君主は天下を私有することになつた。天下と云ふものは自分の私有財産のやうな形になつて來た。從來天下と云ふものは、天子が名族と共に之を有つて居ると云ふ形は、茲に失はれ、そこで其の下の臣僚と云ふものも、如何なる微賤のものでも、或は試験で登用されるか、或は功勞で登用されるか何かで、天子に對して忠勤を勵み、天子の寵眷を受け、國家に對して功績を立てた者は、誰れでもなれることになり、隨つて名族でなくとも其の地位を占められること云ふことになつて來た。其の代りそれは皆一代、或は同一人であつても一時のことになつて來たのであつて、其の位を失ふこと云ふと、其の人は

殆んど平民と異らぬことになる。又古代に貴族だけが臣僚の位を占めて居つた時には、其の臣僚と云ふものは天子の輔佐役であり、相談相手であり、決して天子の奴隸ではなかつたのであること云ふ、黃宗羲の説の通りであつたけれども、今度は一人の天子に萬民が隸屬すること云ふことになつて居るから、其の大臣と云ふものも單に獨裁君主の祕書官であり、其の他の以下の臣僚と云ふものも、獨裁君主の召使であること云ふに過ぎない形になつて來た。それで是等の意味は官制の上などにも現はれて來た。支那で官制の最も完備した時代は、唐朝であつて、唐六典とか又唐令とか云ふものは、日本などの官制の根柢にもなり、東洋各國の官制の手本になつたものであるが、此の時の官制には、天子の祕書として命令を其の通り行ふものには、中書省と云ふものがある。それから天子の命令を尙再應考へて、さうしてそれに對して異議がある時には、それを反駁する權力を有つて居つた者

には門下省と云ふものがある。當時政治の實行法として、政治堂に於て中書と門下と相會して、相談をするに云ふことになつて居つた。それで宰相と云ふやうな實際の權力のある者を、唐の時には中書門下同平章事と云ふのである。其の相談する場處も元は門下省にあつた。天子が詔勅を下す時には、必ず其の一番眞先に門下と云ふ言葉を入れてある。即ち門下省を経て一般に發表することになつて居る。中書省は單に天子の祕書に過ぎないから、門下省の如く公の地位を有つて居らぬ。門下省を通らなければ、天子の命令は絶對の權力を以て發表することは出來ぬやうになつて居つたのである。詰り中書省が天子の命令を持つて來ても、門下省が不可と認められたものは、それを反駁すると云ふことになつて居つた。所が斯う云ふ官制は唐以後になつて漸々廢れて行つたのである。五代の時即ち武人が最大の權力を有つて居つた時は、殆んど是は全廢されて仕舞つて居つた。宋の時に

なつて門下省の官である所の給事中の封駁を復したけれども、詔勅は中書省から下るやうになつて、唐代のやうな門下省の組織を回復しなかつた。明に至つても矢張り六科給事中と云ふ官だけは殘して居つたけれども、門下省の長官は全く無くなつたのみならず、殊に明の太祖は宰相をも途中から廢して仕舞つた。宰相と云ふものがあれば、天子のする事の責任を幾らか分けることになつて居るのであるが、明の時には六部の尙書が直ちに天子に隸屬して、總理大臣の無い内閣のやうな形になつて、天子は六部の尙書に直ちに何事でも命令をして居つた。此の六部の尙書は、唐代では、尙書省の中にあつて尙書令の下に分職を持つて居たのを、明では最高の官とした。尤も明の制度も後になつてからは、内閣大學士と云ふものが出來て、是が宰相のやうな形を成したけれども、内閣大學士と云ふもの、本來の性質は、實に天子の祕書役を勤めるだけに過ぎないのであつて、西洋の近代

の大臣をセクレタリーと云ふ本義と類して居るが、唐の時の中書若くは門下のやうな性質は有たないものである。詰り獨裁君主が直ちに各省の事務を一々見て、さうして天子は昔の天子と宰相との位を兼ねたやうな形になつて居る。それが清朝になつても益々其の權力を君主に集める方に傾いて來て、清朝では雍正、乾隆の朝に、戦亂が起つた爲に其の軍機を取扱ふ場所として軍機處と云ふものを置いた、所が戦亂が治まつてからも、其の儘存續して、軍機處に詰合ふ大臣と云ふものは、唯天子の命令を奉じて、祕書役を勤めること云ふに過ぎない職務であるのに、それが到頭内閣よりも以上の實權を占めることになつた。詰る所政治上の最高機關と云ふものが、漸々獨裁君主の祕書役と云ふ意味になつて來た。さうして君主の權力と云ふものが益々大きくなつて來た。

此の獨裁制度が益々擴張される結果として、近代の清朝に於ては、殊

に各部の尙書を滿漢各一名づゝ、即ち二名を置き、侍郎を滿漢各二名づゝ、四名を置く、又地方官などに至つても總督と巡撫と並び置く省があるけれども、巡撫と云ふものは總督の下僚ではなくして、各々獨立した官であつて、共に天子に直屬して居る。それで何か事件があつて、總督と巡撫とが天子に上奏する時には、意見が合すれば、會同して申出でるけれども、若し意見が異なれば、又單獨に各々上奏することも出来る。同じ省城に居つて、同一の地方を支配して居りながら、上官下僚の差別が無いのである。天子は如何なる官吏の上にも自分のみ獨裁權を有つて居つて、其の大官は單獨で責任を負はない者が、そこから中互に相牽制して、さうしてそれが皆天子に屬して居るのである。それであるから此の總督巡撫などと云ふ地方官は、随分大きな地方を支配して、其の地位に居る時には、非常な權力をも占め、榮華をも極めて居るけれども、是が唯天子の一片の命令で何時でも免官させる

ここが出来るやうな位置のものになつて居る。獨裁制度としては、この支那の近世、即ち明清以後の制度と云ふものが、理想的の完全なる者と謂つても宜いのである。

近世の天子の政治上の地位は此の通りであるが、天子の地位が斯様になつた結果として、天子は天子の一家族の私有物でもなければ、貴族の仲間のものでもないのであるから、此の時からして天子の地位は、多少神聖侵すべからざるもの、やうになつて来た。それで天子の廢立若くは弑逆と云ふやうなことは、此の時から益々減じて来た。其の著しい徴候を云ふと、宋以來外戚と云ふもの、權力が大變に無くなつて来た。それで宋の時、天子が若かつた時に、母后若くは祖母たる太皇太后が、政事を見たことがあるが、それ等の人は皆賢明で、さうして外戚に權力を有たせなかつたこと云つて居るけれども、是は單に其の人々が賢明であるのみならず、其の政治組織が自然にさう云ふ風

になつて来たのであつて、天子が壯年になれば、獨裁權を揮ひ、母后の一族でも權力を假さないのが常例となつて、政治は皆天子が自分の祕書役たる大臣等と相談してやること云ふことが當り前のことになつて来た。それで宋代まではまだ宰相を置いたが、北宋時代には制度も確立して居り、天子が十分なる宰相の黜陟權を持て居つた。南宋では秦檜、韓侂胄、史彌遠、賈似道など、一時權力が宰相に歸したやうな時もあるけれども、皆其人一代限りで權力を失ひ、外戚其の他家族的關係からして、權力を恣にした者は、宋以後は無くなつたのである。例の支那に特有な宦官の状態も、此際から變つて来た。宦官は貴族政治時代に、天子が名族、若くは外戚を抑へつけやうとする時に、いつでも權力を占めるので、後漢の時、唐の時は皆同一理由で盛んであつた。それから後には明の時にも折々專横のものが起つたのである。併し後漢の時、並に唐の時、即ち貴族制度の時代には、一家族の家長たる天

子を其の召使たる宦官等が私有して居つた形で、其の権力の盛んな時には、天子も之れを如何ともすることの出来ないやうな姿になつて居つたのであるが、これは天子の地位が開放されて居らぬ爲で、明の時には同じく宦官が跋扈したと云つても、是れは全く状態を異にして居るので、宦官が天子の寵を得て居る間は、非常な専横を極め、跋扈することが出来るけれども、如何に専横な宦官でも、一旦天子の氣に入らないと云ふ時になるに、直ちに讒ねられ若くは貶されても、如何とも之れに抵抗することが出来ないやうな状態になつて居つた。即ち汪直とか、劉瑾とか、魏忠賢とかが、一時手をあぶれば熱するほどの勢焰が、忽ち消滅したのを見て知るべきで、唐の宦官が代々の天子を左右して、定策國老、門生、天子の語があつたやうなのは、全く異なつて居る。これは宦官のみならず、大臣、宰相でも同様であつて、明の時に大臣、宰相の権力を占めたと云ふやうなものは、矢張り是れも單

に天子に諂つて、天子の氣に入つて居る間だけの勢力であつて、一日でも天子の機嫌に逆ふと、直ちに退けられるやうになつて居つた。有名なる嚴嵩などが、其の最も適當な例である。

支那の近世史は、益々後になるに従つて、獨裁君主の力が強くなつて、君主の感情次第で如何なる事でも之を處決することが出来るやうになつて來たのである。それで天子の臣僚に對する位置は極めて安全であつて、斯う云ふ時代に天子の位置を覆すと云ふのには、元明の末に人民の一揆騒動が大きくなつて、流賊となつて覆したとか、近頃の清朝が革命亂と云ふやうな、民間の騒動からして、天子が位を退くとかいふやうになるので、宮廷の事情、若くは貴族の間の勢力でもつて位置の動いた古代とは、全く別の形になつて來たのである。それで又其の代り政治上の争ひと云ふことも、段々意味が別になつて來た。唐以前の争ひ、例へば漢の時でも、六朝の時でも、争ひがあるとするれば、

それは貴族の間の権力の争奪であつた。併し唐の晩年からして朋黨と云ふものが出来て、李德裕と牛僧孺の黨派が権力を争つたことがある。それ等は多少貴族の権力争奪とは色彩を異にして、各々政治上に於て好む所の人材を集めて、さうじて権力を握ると云ふやうな形に變つて来た。それが北宋の時になると、益々此の政治上の朋黨が行はれて来て、殊に盛んであつたのは、王安石の黨派、即ち熙寧黨人と司馬溫公の黨派、即ち元祐黨人との争ひであつたが、それ等は皆政治上の主張と云ふことに重きを置くことになつて、殊に王安石と其の反對黨の争ひは、内實には私情の混ざる事があつても、其の大なる名義は政治上の主張にあるので、其の間に支那では政治上に道德の意味を混ざると云ふことが古來の習慣であるから、君子と小人と云ふことで、反對黨を攻撃することがあるけれども、大體は政治上の主張に基いて居る。是れは支那近世の政治上の争ひの一種新らしい

意味である。

近世君主の獨裁権力の施行は、清朝に於ては帝位の繼承のことにまで及んで居る。清朝でも初めは皇太子を立て、居つたが、康熙帝の時に皇太子たる理密親王が失敗をした爲に、其の後には皇太子を立てなかつた。其の時に康熙帝に對して、隨分死罪を冒してまでも、皇太子を立てる方が古來の正當なる慣例であること云ふことを上言したものがあつた。天子は更に聞入れなかつた。それではどうして帝位の繼承者を定めるかと云ふと、天子の亡くなる時の遺言に依るのが極りである。若し突然の崩御などで、遺言の出来ない時の用意としては、宮中にある所の正大光明殿に正大光明と書いた額があるが、天子が自ら帝位の繼承者となすべき子の名を書いて、それを箱に入れて、其の額の裏に隠して置く。天子が卒然遺言なしに死んだ場合には、それを開いて見れば後嗣者が極まるやうになつて居る。それで天子

の皇子と云ふものは、長男次男三男に拘はらず、幼少の時から皆一様に宮中の南書房といふ處で同等の教育を受け、同等に滿洲固有の騎射をも學び、さうして同等の地位で生活して居つて、天子の遺言があるまでは、誰が相續者になるかと云ふことが分らぬやうにしてある。清朝の天子で歴代甚しい暗君の出なかつたのは、さう云ふ習慣の結果であつて、天子が自分の相續者を極めることにも努めて秘密主義の獨裁權を用ゐて、さうして皇子中の或る者に固定した位置を與へないやうにして居るのである。

前に言つた所を概括すると、君主の地位と云ふものは、初め貴族の中の一つの位に過ぎなかつたのが、萬民に君臨する超越した地位になつて、獨裁的になつて來たと云ふのであるが、併し此の完全なる獨裁制にも伴ふ弊害が無いではない。其の弊害に就ては此の附録にも書いてある。黄宗羲の明夷待訪錄に論じてあるので、天子が天下を私有

すると云ふことになつたからして、之を失ふ時には又其の天子の自分の一身も全く失はなければならず、又自分の一家も悲惨なる最期を遂げなければならぬと云ふことになつて來る。それで天子は天下を私有して居るから、それに代つて天子になる者は、前の天子を滅亡させること云ふことになつて來たのである。以前の貴族の相持ちの時には、或る貴族が位を失つて、他の貴族が位を得ても、前の貴族の家は家族制度で維持されて、亡びないことが出来るけれども、今度は天子と云ふ個人が天下を私有して居るから、朝代が易ると云ふ時には必ず亡びる。さうして別のものがそれを奪ひ取ると云ふことになつて來た。是は天子の家にとつても極めて悲惨な運命を來すべき原因になつて居ると云ふことを、黄宗羲は論じて居るが、一方から云ふと、又天子が何處までも獨裁權を握つて、官吏と云ふものが一つも獨立した權力を有たないのであるから、其の官吏の職務と云ふものは皆無

責任になつて來ると云ふ傾きがある。それで清朝の政治などは前に言つた通り、獨裁政治としては理想的であるが、其の臣僚と云ふものには何人にも完全な權力が無い代りに、完全な責任も無いのである。是は支那が海外に交通をせず、一國だけで幸に明君賢相があつて、失敗もなくして居る時には、君主の地位を保つ方法として、極めて安全な者であつて、大なる内亂外寇でも起らなければ、是より安全な方法はないのであるけれども、一旦内亂外寇が起ると、既にそれを支へる力が無くなつて來る。明末に於ても、其の地方官と云ふものが皆完全なる權力を有つて居らぬから、完全なる責任を負はない。其上に統兵官は幾人も同じ地方に置かれて、權力が分たれ、尙其上に宦官が兵權を握つて天子の爲に監督するといふ名義で、統兵官を掣肘する。それで或る地方に一揆が起ると、自分の管下さへ荒らさなければ宜いと云ふので、成るべくそれを他の管下へ移すやうなことばかり考へる。

どうかすると流賊に賄賂までやつて、自分の管下から他の管下へ移すやうにして居つて、極力それを征伐して禍亂の根本を去ると云ふ考はない。甚しいのは賊を滅してしまへば、自己の發達する前途がなくなるので、成るべく逃して跡ばかりを追ふといふ方針を取る。其の間に流賊は雪を轉ばすやうに漸々に大きくなつて、到頭抑へきれなくなつて、天子がそれが爲に亡びると云ふ事になる。天子が亡びると云ふ時になつても、殉死したものは唯だ一人の宦官あるのみであつた。詰り自分の召使が之に殉死しただけで、其の外の大臣などでも、禍に迫つて自殺したのもあるけれども、天子と共に職務に斃れたと云ふものは、殆んど一人も無いのである。是は天子が權力を一人で握つて、臣僚に全く權力を與へない所の結果である。清朝の乾隆、嘉慶の間に陝西、湖北、四川三省に互つた民亂が七八年も平定しなかつたのも同一の理由で、結局地方人民が官兵に便らず、自治團體の力で賊を

禦ぎ、各々堅壁清野の方法を取るまでは、鎮定しなかつたのである。其後清朝の晩年には、外國の關係が滋して來た。外國との關係が出来ること云ふと、十分に責任の無い地方官が外國人を相手にして、成るべく自己一身に越度の無いやうにばかり計らつて居つて、國の爲に自分の地位を犠牲にして、其の發生したる事件を處理すること云ふ者が無い。日本人などは支那人の此の無責任の態度を老巧とか何とか感心したりするけれども、其實結果は皆屈辱を來すに過ぎない。支那人でも李鴻章などは、いつでも軟弱に見えて、國論から攻撃されたが、矢張り不名譽を一身に引受けても、早く結末をつけることを好んだ。此人だけは他人の及ばぬ卓見があつた。阿片戦争とか、英佛同盟軍の北清侵入とか、其の他近年に及んでも續々起つた所の外國交渉の難件は、皆當局大官が責任を完全に負はずして、さうして一時遁れをする爲に、其の事件が大きくなつて、到頭其の爲に國力が弱つて、清朝が滅亡

するやうになつて來たのである。

支那の國が弱いと云ふけれども、實際軍事上の經驗ある人の言によるところ、何も其の兵卒の素質が悪いと云ふのでなくして、唯だ責任の無い所の長官に支配されて居る爲であつて、兵卒の素質などは大變に優良だと言はれて居る位である。詰り此の獨裁專制と云ふ政治上の組織が、今日の支那の弊害を持ち來したのであつて、一方平時に於ける理想的の獨裁政治は、内亂なり外患に對する上に於ては、殆ど救済の出来ないやうな弊害のある政治であつたのである。かの黃宗羲なども、此の國家の顛覆、即ち明室の亡びると云ふやうなことは、君權の餘りに強大なる結果として出來たと云ふことを既に認めて居る。今日でも清朝があつたやうになつたと云ふのは、全くそれと同様な原因であつて、殊に近年の事に之れを徴して見ても、西太后の末年以來、權力を益々中央に引締めることを努めて、さうして最後に宣統帝の

時、即ち醇親王の攝政政治の時には、有らゆる臣僚からして権力を奪つて、之れを近親の宗室にだけ集めることにした。又さう云ふ者でなければ政治上の責任を負ふものが無くなつた。其の結果何も關知せぬ幼帝が位を退かなければならぬやうなことになる。支那の君主獨裁と云ふもの、弊害は右の如き變遷を経て來たのであるから、將來に於ても君主獨裁の政治が再興すると云ふことになる。又同様の弊害に陥らなければならぬのである。

今日革命以後の實情は、一時又獨裁政治に傾かんとして居る様子であるが、是は支那のみならず、昔佛蘭西の革命の後でも、矢張り同様なことがあつたので、佛蘭西では、又一時は其の上に種々の軍事上の意味などが加はつて、共和政治が後戻りをして帝王政治になるまで轉化した。併し結局それでは前に革命をした根本の意味が無くなるのであるから、追々國民が覺醒すると又共和政治に立返ることになつ

たのである。支那の獨裁政治の弊害も、既に數百年來重なつて來たのであるから、一時之れが又獨裁政治に復ることがあつても、結局それは永續すべき者ではないと思ふ。

それから又話が元に戻つて、此の中世の貴族の滅亡の結果として、一方に君主の権力が増加すると同時に、又一方には人民の力と云ふものが認められて來て居ると云ふことを忘れてはならぬ。唐の時までは、或る天子の系統が國を支配すると云ふことになる。一國の人民は、其の天子の家族並に名族の奴隸と云ふやうな姿になるのである。其の人民には私有權と云ふやうなもの、それから身體の上にも個人の自由の權利を認められて居らぬ。唐が一統した時には、天下の田地は悉く之を朝廷の有として、班田の制度といふことで、之を人民の口數に割當て、それを耕作させて、其の地代を納めさせること云ふことになつて居る。支那のこの時代に於ける地租は、私有地から取る所

の税ではなくして、國から借りたものに對して納める地代と云ふやうな意味を有つて居るのである。勿論其の天子の下に立つて、官吏たる所の位は、大體は貴族の私有で、制度の上では庶人も學問をして試験に及第した者がそれに參加することを得ると云ふのであるけれども、事實之は行はれない、全く天子と貴族とが私有權なき人民を支配して居つたのである。所が宋の頃になつてからは、幾らか人民の私有權を認めるやうになつて來た。それで王安石が稅務の制度の改正を爲し、其の他政治上の大改革をしたのは、青苗錢といふのも、市易法といふのも、共に人民に貸附をして其の利息を政府が取るに云ふやうなやり方であつて、殊に市易法とは、人民の田宅、又は金帛を抵當とすることを謂ふのであるから、明かに規定として人民の權利を認め、ては居らないけれども、多少人民の財産私有と云ふものを認める意味になつて來たと云ふことが出来る。それから又力役の徵發と云ふ

ものは、宋以前は差役と云つて、一年に幾日かは人民は力役の徵發をされるのである。官吏、其の他資格のある家で特別に其の力役の服從を免ぜられたものでなければ、皆之れに従事しなければならぬのであつた。王安石の新法では、贖産のある者は、錢を出して人を雇つて代理をさすことを許し、之を免役とし、又元來無役の者も錢を出すことにして、助役といつた。是は詰り財産と勞力との自由を幾分か認めるやうな傾きになつて來たのである。支那のここで、總て法理づくめで行く譯でないからして、十分に人民の權利を認めるに云ふことは、現はれて居らぬが、人民の實力を認めるやうになつて來たと云ふことは、争はれないのである。

又もう一つ、人民並に人民に直接に關係して居る階級の勢力と云ふものが認められるやうになつて來たのは、其の起原は随分古いことである。隋唐の時代に郷官を廢してから、官吏が皆渡り者になつて來

た。それは有名な韓退之なども云つて居るのであるが、昔は官吏をす
る者は、皆各々自分の家があつて、官吏を罷めれば自分の家に歸つて
暮らせるものであつた。それは家族制度が成立つて居り、名族が存立
して居るからである。所が隋唐の時代からして既に官吏が渡り者に
なつて、官吏が官を以て自分の家とするやうになつた。官を罷められ
ると何處へも歸つて行く家が無いやうな有様である。云つて居る。
それから韓退之は又或る時は、地方官などが比較的上官である所の
縣丞には更に勢力が無くして、其の下に居る所の主簿尉などの方に
勢力がある。主簿尉は人民と直接に關係して居つて、定まつた分職が
あつて、常に民事を取扱つて居るから、その言ふことを何でも縣丞
が聽かなければならぬ。それで愈々權力が、人民に直接して居る所の
吏胥に移ることになり、上官は單に盲判を押すといふやうなことを
も言つて居る。是は唐時既に其の萌芽を有つて居つたのであるが、後

世になるに従つて是が益々盛んになつて來た。殊に元の時、金からし
てさうであるけれども、元の時に蒙古人に支那全部を取られて仕舞
つた。蒙古人は、殊に南方人をば信用しなかつたので、各行省の長官は
勿論、各路府以下の地方官でも長官には、總て蒙古人若くは支那の中
でも中原人を使ふ習慣であつて、南人は長官にしない。佐貳以下の低
い官吏にだけは南方の者が使はれる。所が低い官吏に使はれて居つ
ても、人民に直接して居つて、稅務の事やら何やら取扱ふと云ふ者が、
自然に實際の權力を占めるやうになる。それで殊に元の時のやうに、
種族の異つて居る者が長官になつて居ると云ふと、其の地方の人で
人民に接觸して居る者が實權を握ると云ふことは免れない。ここで
あるから、益々低い方の官吏、詰り謂はゞ資格ある官吏即ち品官でな
くして唯々人民に接觸して居る未入流の吏役が權力を占めるやう
になつて來た。尙又明の時になると、科擧で及第した者が官吏になる。

明の初めの制度は必ずしも科擧ばかりで人才を取るのになしに學校で養成した者に役所の事務を見習はせて、其中から官吏になる者を拔擢すること云ふこともあるけれども、明一代の傾向は末になる程科擧で進士になつた者が總て官吏になるやうになつた科擧の準備として、詩賦を作つたり、四書文やら策論を作ることを稽古する位であつて、實際民政の上に就ては少しも研究をしない。それが官吏になるに自分少しもやつたことのない民政を扱はなければならぬこと云ふことになる。それで益々官吏は、地方に居つても中央に居つても、盲判を押すこと云ふことになつて、實際の權力を握る者は、事實品官の資格の無い吏役が、歴代の記録を握つて居つて、時として其の記録を有つて居る株を賣買すること云ふやうな有様で、それが實際上の民政を知つて居つて、權力を握ること云ふことになつて來た。此の胥吏の弊は、清朝のみならず、前からして屢々注意せられたことで、官吏が

直接に政務を視ないといかぬこと云ふことは已に論究せられたが、近年に至るまで、其の弊害が十分に改革されなかつた。併し之れを大勢の上から見るに、吏胥に權力がありことは云ひながら、又一方からは人民に接觸する者に權力があることも看ることが出来るのである。人民はそれが爲に尙非常な害を被つて居つて、胥吏が人民と官吏との間に蟠まつて居つて私腹を肥やすこと云ふことは、弊政には相違ないが、詰る所人民に近い者が勢力が加はつて、上級の者に實際の勢力がなくなつて居る。それで人民の命脈を握つて居る者は、直接に人民に接觸して居る所の資格の無い低い胥吏であること云ふことになつて居る。若し其の人民に近い一階級を排除すれば、直に人民に勢力が歸着すべき瀬戸際になつて來て居つた。日本でも徳川の末世には、どう云ふ者が勢力を占めて居つたかこと云ふに、矢張り人民に直接に接觸をする所の下級の士族が勢力を占めて居つたのであるが、明治の改革と

云ふものは即ち其の下級の士族で之れを成し遂げた封建制度が破れて、其の下級の士族が衰へるに直ちに平民が頭を擡げて来て、今日の立憲政治を成し遂げたやうな譯である。支那の近世も矢張りそれに類似した形を有つて居るのである。尤も日本の士族よりも支那の胥吏の方が遙に弊害が多いのであつて、日本の士族のやうな教育も受けず、又士流としての品格を有つて居らぬのである。けれども兎に角人民に近附くものが勢力を得ると云ふことになつて居るから、是れがモウ一步進むと人民が勢力を得るのである。併し現在ではまだ一般人民が其處までの程度に至つて居らぬ。今日でも地方で勢力を占めて居る者は、矢張り平民ではなくして、舊く仕宦の家柄である。云ふやうな者が、郷紳として、人望と勢力とを占めて居るので、一般人民には政治思想などは無いのである。けれども、併し唐以來の變遷を考へて見るに、人民の自由、若くは私人の権力が、絶対に認められな

い時代からして、漸々にその力が認められると云ふ時代にまで變つて来て居るのである。それで結局は人民が政治上の要素になると云ふことに變るべき傾きを有つて居る。所で黃宗羲の明末に於て書いた議論などでは、君主の権力が過大なのが近來の政治の弊であるから、之を昔のやうに、官吏と君主との間に権力の甚しい相違が無いやうな世の中に復さう、詰り昔の貴族制度に復さうと云ふ議論になつて居るが、これは時代の變遷と云ふものは、さやうに全然舊態に復ることを許さないといふことを考へない支那流の結論である。一體世界の勢の變遷は、或る時には幾らか舊に復るやうな形があつても、實は皆新しく形られた勢力の中心に向て、新しい局面を開いて行くものであるから、君主獨裁政治の弊が極まつて、又貴族政治に復ると云ふよりか、他の政治に變ると云ふことが、大勢の自然である。見ることが至當である。其處へ持つて来て支那は近來外國に接觸し、外國に

留學生をも出したが爲に、新らしい時代の進歩した政論を聞くことになつて、遂に共和政治と云ふやうな政體を知り始めた。そこで黃宗羲などの考へた貴族政治に復るべき大勢が、今度は一轉して共和政治に向つて來たのである。

一方には人民の力が、漸々伸びる傾きになつて來て居る。其處へ共和政治の思想が入つたのであるから、實はまだ人民の政治上の知識の準備としては、共和政治を組織するには十分ではないけれども、兎に角元の貴族政治に復るよりか、新らしい政治に入る方が自然の勢ひなので、それで今度の革命と云ふものが、支那の状態から見ると突飛なやうであるけれども、新しい局面に向つて進んで來たのである。是は大體世界の大勢である。と云つても宜いから、此の間に一時の變化で獨裁君主のやうなものが又起つて、或は袁世凱のやうな人が帝王の位に即ぐとしても、それは大勢には背いて居るので、今の所では漸

々民主的勢力と云ふものが伸びて行き、さうして貴族と云ふもの、復興が到底出來ないと云ふ以上は、結局共和政治のやうなものに變るより他の途があるまい。勿論國の状態に依つて、共和政治と云つても、元々同等な人民からして組立てられた亞米利加のやうな國の共和政治と、佛蘭西のやうな獨裁政治からして變じて組立てられた共和政治と、其の國々で特色があるのである。殊に佛蘭西のやうな一時獨裁政治の時に、國民の非常な誇大なる野心を満たしたところがあり、又軍事上で大に勢力を占めたところのある國などは、共和政治になつても國民は國力の盛んであつた獨裁政治の時代を思ひ出すことを免かれないので、それで今でも佛蘭西の人民の理想と云ふものは、時とすると軍事主義に流れ、帝國主義に傾き、さうして共和政治などを蹂躪せんとするやうな兆があるのであるけれども、結局いろ／＼やつて見ても、共和政治より外に安全な政治が無いので、今も相續して

居るのであるから、況んや支那の如きは、當分軍事上で國威を輝かす見込も無し、又其人民には、國自慢の考が非常にある。こは云ひながら、又極めて平和を好む國民であつて、國力發展に對する激しい野心が無い以上、それから又或は軍事上で國威を輝かすことを、昔からして一種の政治上の戒めとして、之れを忌むやうな傾きのある國民である以上は、佛蘭西ほごに獨裁政治に對して之れを渴仰する情も無い筈であるべきのみならず、袁世凱にしても、其他の現存人物にしても、又軍事上の天才があつて、大に國威を輝かし、積弱を回復すべき見込がない處から、結局は共和政治で落着くと云ふことは、大勢上豫め判断することが出来ると思ふ。

二、領土問題

支那が現に遭遇して居る問題の中、頗る困難な者の一は領土問題である。革命軍の初めて起つた時、其の中心たる人々は、まだ此の問題に注意する程の暇も無かつた時に、一人の年少の學生があつて、早くも此に着眼した。其人は、湖南の出身で、盛先覺と云ふ、札幌の農科大學の留學生であつたが、清朝の末年からして、既に支那の異種族統治問題に注意して、獨學で蒙古語などを研究した。革命亂の起ると同時に支那へ歸つたが、革命軍が十分に成功しない中に、早くも此問題の爲に一度日本へ來て、自分を訪問して、此領土問題に就て、どう處分したら宜からうと云ふことを相談した。勿論此の人の考は、此の革命亂の爲に、從來支那が異種族を包含した絶大の領土を有つて居るのを土崩

瓦解さしてしまふのが残念だから、其の統轄を引續けたい、それに就いては、どうかして西藏の達賴喇嘛に關係を附け、其の力でもつて西藏並に蒙古問題の處分をしたいと云ふので、達賴喇嘛に會ふが爲に西本願寺の法主の紹介を得たいと云ふ考であつた、是は固より支那人の立場として、殊に革命亂が未だ纏まらない最中に、斯の如き事に注意すると云ふことは、餘程其の卓見を現はして居るものである。自分は今この所でまだ何も實際上着手すべき手段もあるまいから、兎に角異種族を統轄するに就て、漢人が之を一視同仁に取扱ふと云ふことを、革命政府が早く宣言しなければならぬ。隨分革命亂の最初に於ては、滿洲人を讎敵として之れを虐殺したと云ふことなどもある次第であるから、さう云ふ事から異種族の感情を害すると云ふことは不利益であらうから、異種族を從來の清朝が待遇したより、決して悪い待遇をせぬ、其の安全を圖ると云ふことを宣言するに如くはあ

るまいと云ふことを言うてやつたことがある、其の宣言書も自分で書いて呉れと云ふ頼みであつたけれども、それは自分が書くべきものでないと思つたから承知しなかつた、それが國へ歸つた頃、果して其の主張が行はれたかどうか知らぬけれども、五大民族の共和と云ふ議論が支那に於て起つたのである、今日でも此の五大民族の共和と云ふことは唱へられて居つて、袁世凱の新政府でも其の主義を放棄して居ると云ふことはなからうと思ふけれども、併し事實上漸々異種族の統轄力を失ひつゝあるやうである、是れは誠に已むを得ぬことであつて、何れの國でも内部に大變な變革のあつた時には、さう云ふ運命に會ふものである、現に日本の明治維新の際に、内部の政權を握る者に變化があつた時も、之に類似した事が出來て居る、即ち一方に於て露西亞との間に國際問題で懸案になつて居つた所の樺太を一時拋棄することになつた、征韓論の起つた時でも、之れに對し

て有力な反對論があつて、到頭行はれなかつた。琉球の處分に就いても、當時木戸公などの如き最も深慮ある政治家と謂はれて居る人が、矢張り内治に全力を注ぐことを主張して、琉球問題を迅速に解決しやうと云ふ考は無かつたのである。併し其の當時日本の維新の精神は、暗暗裡に民族の發展を意味するやうな潮流があつたので、既に我が領土でもない朝鮮を征伐するといふ議論も起ると云ふやうな風で、まだ解決もせられない琉球の爲に、其の人民が臺灣で虐殺せられたからと云つて、臺灣の生蕃征伐をも起したのである。斯くの如く一方に於て内治を専らにするに云ふ議論が行はれて、有力なる領土を抛棄するに云ふ傾きがあつたにも拘らず、一方に於ては又民族の外發展の踏出をするやうな傾きも見えて居つたのである。所が今日の支那に於ても、日本の當時の一面の有様である所の、専ら内治に傾く所の議論が益々勢力を占めなければならぬやうな情勢になつて

來て、熊希齡氏の施政方針にも、其の意味が見はれて居るが、併し支那民族の發展として、他の一面に於ても亦日本の維新當時の他の一面の如き状態がありや否やと云ふことは、今日疑問である。元來支那の領土は從來に於ても支那の國力に對しては、或は過ぎて居る位、虚大であるから、今日に於て此の民族發展論が勢力を得べき理由がないかも知れぬ。五大民族の共和と云ふのも、單に保守的な、從來の領土を維持したいと云ふ考であつて、一方に於て支那民族の發展を企圖するに云ふやうな積極的思想は、まだ出來て居ないのではあるまいかと思ふ。此の問題の結局は、どうなるか、或は支那の現状に取つて、之れをどう處置すれば宜しいかと云ふことを決するのは、隨分重大な事であつて、判斷の標準として、此の問題に關する古來の沿革を一通り知る必要がある。そこで之れを歴史上から考へると、二様に看ることが出来る。一つは即ち異種族間の感情問題である、又一つは異種族

が生活して居る所の廣漠たる領土を支配する政治上殊に財政上兵力上の問題である。

先づ其の異種族間の感情問題を考へて見るに、支那で著しく領土の發展をした時代は、古くは秦漢の時代に始まつて居るのであるが、是は二千餘年も以前の事であつて、今日とは種々事情を異にする場合もある。併し或る點までは其の時代の事情を今日に引合して考へられることもある。此の時は其の重なる異種族の敵、即ち匈奴との間の感情問題であるが、最初の漢民族と此の匈奴との衝突點は、矢張り風俗習慣の異なる所からして、感情に於て甚しく融和し得なかつたのである。漢から匈奴へ使者に行つて、反つて匈奴の有力なる參謀になつた中行説と云ふ者が説く所を見るに、匈奴の風俗と支那の風俗と云ふものは、全然異つたものである。漢民族が貴ぶ所の繒絮、食物なども匈奴に取つては、旃裘の完善で、湏酪の美なるに如かずとし、其風俗

なども匈奴が壯者を尙び、父兄が死んだ後、其の妻を取て己れが妻とするにも、それ〴〵理由がある。衣帶の飾などは、人種を弱くするばかりで、何の効能もない。固より匈奴の良いとして居ることが、漢民族には詰らぬこともあるが、此の兩民族は全然感情を一にすべきものではないと云ふ見方であつた。それも事實であつたので、此の兩民族が雙方とも同時に民族發展の時期に際會して、各々盛んな潛勢力を有つて居つたから、茲に一大衝突を起したのであるが、其の後數十年間繼續した衝突に依つて、兩方とも感情が却つて融和される傾きにもなつて來たのである。即ち漢から匈奴の方へ降参して行つた者が、匈奴の習慣に従ふと同時に、又匈奴の方に漢の習慣をも傳へ、それから又匈奴の方から漢に降参をして來た者が、漢の習慣に従ふと同時に、又其の性質の良い所も認められて、金日磾などの如く漢の武帝の遺言を受けて、霍光と共に跡に遺つた幼君を輔佐する役目にまで命ぜら

れたものもある。結局は漸々支那と和睦をして、支那から公主などを嫁に貰ふことになつて、兩方の習慣が交換されて、其處に感情を融和する點が見出されて來た。前漢の宣帝以後、呼韓邪單于などの頃から、匈奴は漢に對して害を致さなくなつて、異種族間の問題が一時落着した。併し是は漢が領土として異種族を支配し、異種族の土地を所有するのではなくして、異種族の獨立は其の儘に保存されて、唯其の間の衝突を避けたに過ぎないのである。

其の後になつて又支那で大きな領土を支配して、國力が盛んであつて、さうして異種族と關係を有つたのは唐であるが、此の時は漢とは又幾らか様子が異つて居る。唐は其の始めて興る時に於て、既に異種族との調和が成立つて居つて、支那を一統するに就ても、既に異種族の兵力を借用して居つたのである。それで唐の時には異種族の者が、唐の天子の親兵にもなり、生きては唐の天子の護衛になり、死んでは

唐の天子の陵に陪葬する所の墓を賜はつて、非常に優待を受けて居る。支那に於て古今を通じて唐の時ほど異種族を優待もし、巧みに利用もした時は他に無いと謂つて宜いのである。それで或る時は隨分大いなる征伐をも起して居る。例へば唐の太宗が大軍を起して、高昌を討滅し、又高句麗の征伐を爲し、引續き高宗が百濟並に高句麗を滅ぼしたこともある。併し其の滅ぼした國々をも、矢張り其の國王の子孫などは之れを優遇して、漢人同様、或は夫れ以上にも優遇をして、さうして異種族との融和が極めて巧みに出來て居つた。西北方に於ても、吐蕃、突厥などに遠征軍を發して、或は成功し、或は失敗に了つたこともある。或る部分でさう云ふ衝突があつても、全體に於ては異種族の待遇は最も良かつたこと云つてよいので、支那の内部から興つた國として、唐朝ほど巧みに異種族を懐柔した時代はない。尤も國の興る時には、多少何時でも斯う云ふ傾きがあるので、唐ばかりに限らず、明

の時などでも幾らかさう云ふ事があつて、明の興つた初めには、明の太祖なども曆の改正の爲には中央亞細亞の人などを使ひ、又、元の天子を逐ひ斥けて居るにも拘らず、蒙古人を殊に宮中の宦官などに其の儘使つて、極めて天子と親昵な位置に置いたことなどがあるが、併し此は其の初年にのみ行はれて、唐の如く始終を通じて外國人を優待したと云ふことはないのである。

以上は支那の内部から興つて統一した方から考へたのであるが、異種族から入つて支那を統一したもの、やり方は、又どうであつたかと云ふと、その重なのは遼、金、元並に近頃の清朝である。けれども遼、金などは實は此の問題の材料としては幾らか乏しいのである。初め契丹の興る時には、矢張り韓延徽などの如き漢人の重もな謀臣が居つたのであるが、其の盛んな時は、漢人の立てた宋と對立をして居つたのであるから、大體は元來の漢人は、宋の方に集まり、異種族たる遼

などは、矢張り其の種族のものだけで國を立て、行かなければならぬやうな傾きがあつた。さうして稀に支那人を用ゐたところがあるに過ぎない。金に至つては最も其の傾きが激しかつたので、此時に於て殊に異種族の人の思想として著しい事の起つたのは、金人の間に國粹思想の起つたことである。金の世宗などは、専ら其の考であつて、この異種族が漢人の風俗習慣にかぶれると、それが爲に弱くなつてしまふ、成るべく漢人の風俗習慣にかぶれないやうにするのが、自分の民族の本質を維持し、其の強さを保つて行く所以である。考へた。元來金は其の起つた最初からして、餘り漢人の參謀を用ゐなかつたのに、中頃斯う云ふ天子があつたので、金一代は比較的漢人と融和しない政策に於て一貫して居る。

其の次に元になつて、蒙古から起つて支那を一統したのであるが、是れも其の民族政策の出發點は、矢張り餘り支那の文明にかぶれない

方であつた。最初元の太祖が興つた時既に支那即ち金に侵入をしたのであるが、其の時に勿論金人で成吉思汗の參謀になつた耶律楚材などのやうな有名な人もあつたが、兎に角蒙古人の思想は、矢張り蒙古人の國粹を維持して行くに云ふ考が強かつた。或人は支那の土地を取つても、漢人は國に益がない、厄介なものである、漢人は穀物などを作つたり何かして、土地を荒らしてうるさいものである、こんなものは皆打殺してしまつて、其の土地を野原にして、蒙古人が其處を牧場にしてしまふが宜いと云ふ考を眞面目に有つて居つた。此時此の如き政策の爲に虐殺さるべき幾百萬人民の生命を濟つたのが耶律楚材であるが、耶律楚材が成吉思汗に説いて、漢人もさう役に立たぬものではない、それには役に立つ證據を見せて上げやうと云ふので、成吉思汗から漢人の土地を任せて貰ひ、さうして一年間に銀五十萬兩、絹八萬匹、粟四十萬石と云ふ租税を上げて見せた。租税が上つて利益

があるに云ふことが分つて見るに、成る程漢人と云ふものも蒙古人の爲に役に立つものであると云ふことが分つたので、それで支那の土地を牧場にするに云ふことも成立たなかつた。併し兎に角其の時からして已に蒙古人は蒙古人のやり方をもつて、それで宜い、支那人は支那人のやり方でやつて行くべきものであると云ふ考があつた。殊に蒙古人は支那本部を征服する前に、既に中央亞細亞から歐羅巴に掛けての諸國を早く征服したが、是等の國には支那に劣らない所の一種の文明を有つて居つた。それで蒙古人は支那へ入つて來ても、遼金などが全く野蠻人から支那へ入つて、支那の文明に眩惑するに云ふやうな傾きは無かつたのである。蒙古人は支那人と云ふか或は外國から考へれば、文字も無く、遊牧的生活を送つて居るけれども、蒙古人自身はそれで立派な長所があるに信じて居つたのである。それから又中央亞細亞や歐羅巴などの文明國を討ち平らげた所からして、

それ等にも特色の文明があると云ふことを見て居つた。それから支那へ入つて来て見ると、支那にも夫れ相當の文明があると云ふことを認められた。かく是等の國は各其の特色の文明があるので、其の特色で治むべきものであつて、是は別々に取扱ふべきものであると考へた。それで蒙古人が亞細亞を一統して居つた時には、人種を分けて、蒙古を一つとし、色目と云ふ即ち中央亞細亞などの人種を一つとし、それから漢人を一つとし、斯う三様に分けて居つた。漢人の中で又漢人と南人とを分けて、金の國から入つたものを純漢人とし、宋の國のものを南人と稱した。勿論其の間に幾らか階級を附ける思想もあつたので、蒙古人をば之れを天から降つて來た世の中を一統すべき貴い人種として居つた。其の次には何を貴んだか云ふと、色目であつて、中央亞細亞から歐羅巴に掛けての人種を貴んだ。それから漢人を幾らか下等に見て居つた。又漢人の中でも宋から入つて來た南人を最も

下等に見て居つて、之れを蠻子と云つて居つた。元の時代に高麗王が代々元の公主の婿になる例であつたが、高麗は矢張り漢人の一種として待遇されるので、高麗の忠穆王は色目に列して貰ひたいといふ上表をしたことがある位である。宋人は蒙古人を北虜だと考へて居るが、蒙古人は矢張り又宋人を南蠻と考へて居つたのである。兎に角さう云ふ風にして蒙古の事は自分の一族の者が之れを支配する。それから漢人の事は耶律楚材などが之れを支配する。それから色目人の事をば、鎮海と云ふ人に支配を命じて、さうして各々別々に之れを管轄して居る。それで支那全部を統轄した時でも、矢張り其の各々の風俗習慣に依つて之れを治めたので、元代の裁判の判決例のやうなものも、元典章と云ふ本に現はれて居る所から考へて見ると、漢人と色目人との間に訴訟があつても、漢人は漢人の法に従ひ、色目人は色目人の法に従ふと云ふことにして居つたのである。是れは實に漢人

と異種族を同時に治める方法としては、一の新しいやり方で、從來漢代とか唐代とかのやうに、異種族との關係は、兩方互に風俗習慣を共通するやうな所まで折合つて、さうして融和するので、風俗習慣の相違から來る所の惡感情を除き去つた結果、兩方か仲好くなること云ふやり方は全く違つて、今度は各々其の特色を保持せしめたまゝに、それを統轄すること云ふことに變つて來た。是は異種族統治上から云へば、一つの進歩とも言へば言ひ得るのであるかも知れぬ。反つて蒙古などのやうな極めて單純な文化状態に在るものが、異種族を統轄するに就て、自分の習慣を他に強くないのこ、他の方にも一種の長所があること云ふ所を認めること云ふ所から考へ出したから、容易に行はれたのであるかも知れぬ。

清朝になつては、女眞即ち滿洲と云ふ異種族から興つて、さうして蒙古を取り、支那を取り、それから進んで西藏を支配し、更に又一部の土

耳其人を支配するやうにまでなつたのであるが、其の統治の方法は大體に於ては蒙古人の方針と變らないやうである。併し民族の自尊心即ち我が特色を保持する考に於ては、蒙古民族よりも遙に劣つて居る點がある。滿洲人の理想とする所は、まだ支那に乗込まない中から、既に金の世宗の國粹保持主義を理想として居つたのである。併し蒙古の如く支那を平らげる前に、中央亞細亞以西の文明國を先づ平らげて、さうして支那の文化に驚かないまでの素養を造ること云ふことが出來なかつた。矢張り滿洲の山中で野蠻の生活をして居つたものが、一足飛びに支那の都に入つたので、其の文明に幾らか眩惑せざるを得なかつた。それが爲に自分の國粹を力めて保持すること云ふ精神は、殊に乾隆帝の時代などに於て盛んに起つたのであるけれども、其の實其の議論を主張する所の乾隆帝と云ふ人が、既に支那の文明にかぶれて居る所の著しい一人であつた。詰り支那の文明を標準

として、其處まで滿洲人の文化の度を達しさせたいと云ふ考が本になつて居る。それで其の後になつて全蒙古人を支配し、一部の土耳其人を支配し、又西藏をも支配しては居るが、何時でも支那の文明が本位になつて居る。清朝でも康熙帝の時などは、反つて歐羅巴人を盛んに利用して、其の學問藝術を輸入しやうと務めたのであるが、それさへも乾隆帝以後に至つては、其の精神も衰へて、矢張り支那の文明を基礎にして、總ての他の文明をば單に副食物として之を取るに云ふ位に過ぎなかつたのである。それで蒙古人を支配する上に就ては、蒙古の習慣を重んずると云ふことで、別に理藩院に於て蒙古人を支配する規則を拵へて居る、土耳其民族即ち回々教人を支配するには、又回部則例といふやうな特別の規則を作つて居る。西藏なども詰り其國の習慣たる宗教政治を其の儘持續して、之れに監督官をやつて置くに過ぎない位の仕方であつたのであるけれども、蒙古時代の如く

總ての文明の民族を平等に扱ふのみならず、寧ろ支那の文明を、西域などの文明よりかは重んじない傾がある程な、思ひ切つた思想は無かつたのである。それで滿洲人は支那を統轄して居る二百餘年の間に、漸々支那の文明にかぶれてしまつて、遂には支那人と全く變らぬい所の感情を持つやうになつて來た。但だ清朝に於て異種族を支配するに云ふ考は、漢人を本位として立つて居る國が、他の異種族の者を懷柔して、領土をも擴め、種々の國語を使つて居る人種を統轄して居ると云ふことを以て誇りにしやうと云ふ考であつたので、蒙古人の如く種々なる民族を皆自分の手で支配して、各其の特色を持たせながら、世界を統一して行かうと云ふやうな、雄大な規模が無かつたと云つても宜い。

東洋に於て異種族間の感情を基礎にして、大なる領土を統轄した思想と云ふものは、以上に述べたやうに、或る文明國を基礎として、さう

して他のものをそれに同化させやうと云ふ考の下に起つたのこ、それから各種族の文明を獨立させて、さうして、それを統一しやうと云ふ考から起つたのこ、二つに分けて見るこが出来るのであるが、今日以後に於ても、支那が若し五大民族を統一しやうと云ふこにならざるこ、此のどちらかを採るより外に致し方がないのである。所が今日の革命と云ふものは、勿論漢人を基礎にして起つた。縦令革命を起した所の南方の者が敗北して、さうして却つて横から出て其の功績を奪ひ取つた袁世凱が、愈支那を支配するこ云ふこになつたにしても、兎に角漢人本位で成立つたのが今回の革命の本質である。此の漢人本位で成立つた新しい國が、さう云ふ意味でもつて五大民族を支配しやうかと云ふ事を、一つ考へて見なければならぬのである。南方の革命軍が起つた初めは、殊に其の革命思想を吹込んだ有力なる人として、章炳麟などの考は、一方に於ては漢人が曾て支配した土地

を皆恢復して之を統轄しやうと云ふ考も無いではなかつた例へば安南の如き、朝鮮の如き、さう云ふ土地までも恢復しやうかと云ふ考もあつたのである。けれども兎に角革命と云ふ理想を強く南方の人々に吹込む根本としては、詰り滿洲人に對して反抗するこ云ふのが一つの主張であつた。それで最初の間、於て革命軍は、滿洲人の虐殺をも行ひかねないやうな勢ひであつた。今の五族共和論が起つて、最初の理想が幾らか變化して居るけれども、併し漢人と云ふものが自己の文明を誇り、自己の能力を頼む餘りに、縦令五大民族を統轄しても、五族各々平等なものとして、それ等の風俗習慣若くはそれ等の文化を尊重して、さうして自分と同等のものとして扱ふと云ふ考になり得るや否やと云ふこは餘程疑問である。詰る所漢人を中心として、それに外の民族が附屬して、統轄されて行くべきものであると云ふやうな理想になつて居るに過ぎない。それで今日でも一方には五

族共和と云ふ説を立てるけれども、北京に在る中央政府に於ては、重
もにどう云ふ人を使つて、其の上に政府が成立つて居るか云ふこと
悉く漢人である。勿論滿洲八旗などの残つて居るものに對しては、そ
れを支配する爲に幾らか滿洲人を都統などの官に任命して居るこ
ともあるけれども、今度新らしく興つた國の政治と云ふものを、異種
族と一致してやつて行かうと云ふ考はないのである。古の蒙古人な
ごのやうに、大なる領土を統轄するに就いて、其の異種族に各々其の
特長を發揮させて、さうして公平なる眼を以て之を支配して行かう
と云ふやうな、雄大なる規模を持つた人は、到底今日の中華民國の主
たる人物間にはないことが明かである。さうして見るごどうしても
漢人中心と云ふやり方である。其の結果としては、自然に他の各種の
民族がそれに對して反抗心を起して、各々獨立の考を有つやうにな
ることは、是は已むを得ざることであつて、滿洲人の如く既に大多數

を擧げて支那の内地に入つてしまひ、さうして自分の元の根據地は、
却つて支那の移民の爲に奪はれてしまつて居ると云ふやうな民族
に在つては、已むを得ず支那人の中に同化して、さうして其の生存を
圖らなければならぬのであるけれども、蒙古と云ふか、西藏と云ふか、それから
土耳其種族と云ふものになると、從來清朝の時に於て支那に服従し
て居つた所の、自分の頭の上の重みが緩むと同時に、忽ち獨立心を起
すのは當り前のことである。元來が蒙古人でも、西藏人でも、支那に服
従して居つたと云ふのは、即ち滿洲の天子に服従して居つたので、滿
洲の天子と云ふ者が統一して居ればこそ、之に服従もして居るので、
あつて、漢人が打立てた國に服従すると云ふ考は、最初から無かつた
のである。それで滿洲の朝廷と云ふものが倒れると同時に、各異種族
の領土と云ふものは、解體してしまふのが當然の事である。蒙古人が
獨立を唱へ、西藏人が英吉利に頼ると云ふやうなことは、當然是はあ

り得べきことで、或は今の内蒙古のやうな支那の本國に近い部族、或は北京などに來て始終生活して居つた者が、それ等の感情からして、急に離れにくいと云ふやうなこともあるであらうけれども、支那の政府と云ふものが益々民主的に傾いて行くと同時に、益々異種族の統轄力を失つて行くべき筈である。今日に於ては五族共和と云ふことも、事實上殆ど意味が無いのであつて、或は袁世凱などが一時の政策として、蒙古の王と西藏の喇嘛と云ふ者などの機嫌を取つて、さうして個人的に其の關係を繋ぐと云ふことは出来るかも知れぬけれども、大勢は既に解體する方に傾いて居るのである。さうして是等の民族と云ふものが、若し自分で獨立して國を成し得れば格別であるけれども、成し得ない以上は、詰り近い所の強國に頼つて、さうして其の國を一時成立たせると云ふやうな傾きを生じて來る。即ち外蒙古が露西亞に頼り、西藏が英吉利に頼ると云ふやうなことにな

つて來るのである。尤も支那と云ふ國は異種族の領土を統一するに就ては、どの時代に於ても極めて寛大な取扱をしたものである。歐羅巴などの諸國が殖民地を有つて、さうして其處の各種族を統轄するのに、自分の本國の利益、即ち詳しく言へば、本國の經濟上の發展などを目的とするとは違つて、支那人は異種族の土地を包括して其版圖とするに就ては、更に經濟上の利益と云ふことを考へない。何れ不利益と云ふことを初めから覺悟してやつて居る。それで外國から種々貢物を持つて來ると、必ずそれより以上の賞賜と稱して返禮のものをやる。と云ふやうな例になつて居る。蒙古人でも或は其の他の人種でも、自分の獨立と云ふ多少の名譽心を捨て、さうして支那の封爵を受け、永く之に服屬して居つたと云ふのは、皆此の經濟上の利益から割出されて居るのであつて、支那は宗主國として、他の國に見難い程寛大なる國である。それで今日以後、西藏が英吉利に支配され、そ

れから蒙古が露西亞に追々支配されるやうになつて來ても、それ等の國が果して從來の支那くらゐに優待をし、永く續き得るかどうかと云ふことは疑問であつて、或は其の土地に産業上の利益があることでも云ふことになれば、其の土着人にして勢力の有る者をば優待して、其の土地から利益を收めること云ふことで埋合せをしてやることが出来るとも知れぬが、餘り其の土地に利益があること云ふのもない處に於ては、昔の支那くらゐ寛大、寧ろ放漫に近い寛大であつて、少しも干渉がましいことをしない政策を續けること云ふことは、餘程むづかしいかも知れぬ。其の時になつて、昔支那に支配されて居つたことを思ひ出して、又支那に頼りたいこと云ふやうな考が出て來ぬことも限らない。併しさうなつて來ること、それ等の各異種族の人民が支那の文明に同化するに云ふことも甘んずる時期になつて、さうして東亞細亞の方は殆んど皆一つの支那民族と云ふものになるやうな姿に

變る時でなければ、再び漢人が異種族を統轄すること云ふことは、漢人の方から考へても、又異種族の方から考へても出來ぬこと、思ふこと、ちらかと云へば、當分は是等の種族の者が一時皆支那から解體すること云ふことは自然の成行きである。五大民族の共和と云ふことは、一時の權道としては大に面白いやり方であるけれども、結局是は實行の出來ぬ所の政策である。

以上は異種族間の感情問題から見た考へやうであるが、一つは支那を中心にして立つた國の政治上の實力、即ち兵力と財力と云ふものから考へると、今日に於て異種族統轄と云ふことの支那に取つて不可能なることが分る。是も古く漢代に溯ると云ふと、漢は匈奴のやうな強敵を撃退けるのに勉めたが、是は勿論異種族を統轄すること云ふ意味ではなしに、單に之を邊塞附近から逐斥すること云ふ目的であるが、之が爲に絶大の努力を要して居る。それから漢の時には南方

に於ても漸々領土を擴げて行つた。是等の土地は擴げるとに従つて、それ相當の利益も擧つて來べき筈の處であるけれども、但し此の域外發展と云ふことの爲には、實に莫大なる費用を要したのである。幸ひに漢の武帝が非常に英明な人で、又其の時には將軍にも衛青、霍去病以下、有力な人物があり、長い間の訓練で弱い支那人も隨分良い兵士になつて、邊境の防備も匈奴に乗ずべき隙を與へないやうになつて來たのである。それにも拘らず、武帝の晩年は、費用の爲に追はれて、有らゆる新税を起し、有らゆる專賣事業をやつて、それでも殆んど國力が續かない位に疲弊をした。漢民族の發展としては、古來漢の武帝ほどに大成功をした人は少ないにも拘らず、又漢の武帝の域外發展の政策と云ふものは、支那では代々國力疲弊の上から一つの戒めになつて居る位である。唐の時に此の域外發展をやつたのは、重もに初代の最も盛んなる時に止まつて、唐は其の後に國內に於ても兵力を擁

して、朝廷の命令に服せない藩鎮などが殖えて來たので、中葉以後は域外發展と云ふことも全く絶えてしまつた。國の初期には何時でも經濟の餘裕を生ずるものであるから、漢でも文景兩帝の後、唐でも高宗の頃などに域外征伐をやつたのであるが、唐が域外發展の爲に、これだけ國力の疲弊を來したか、と云ふ證據は、却て漢ほど明瞭に分らない。併し回紇種族などを兵士として連れて來て、それを利用した結果と云ふものは、隨分それ等の者が驕慢なのに苦しんで、或は結婚政略を以て慰撫したり、或は遙に吐蕃の邏娑へ使者をやつたりして、異種族との融和を圖つて居つたのである。元の代に於ては、其の大なる領土の中心は支那に在る譯ではない。最も經濟力の無い蒙古に中心を置いて、さうして經濟の力の有る支那と西南亞細亞とを云ふものをば支配して居るのであるから、其の大なる領土を有つた爲に、其の國力の疲弊と云ふことは明かに現はれて居らぬ。併しそれにして

も元の世祖忽必烈が、少しでも海外發展をする、即ち日本を征伐するとか、瓜哇を征伐するとか云ふ事をやるに、非常に國力の疲弊を感じて、西域から來た阿合馬と云ふ宰相は、種々の專賣事業を起して、非常な負擔を人民に課し、それを軍費に使つたのである。さうして元の末年には、結局經濟力の無い處を自分の根據地として居るのであるから、經濟力の有る地方が之に對して叛亂を企てるに、國力が支へきれぬと云ふ譯になつて來る。元は世祖以來、成吉思汗が平定した西域の諸國をば、實際己に其の領土として支配して居らぬ、元の宗藩國の中で、元と最も仲の好い伊兒汗國などに於ても、單に婚姻の關係を續けて居ると云ふだけで、事實上之を支配しては居らなかつた。時として、同族の中で、仲の悪い國例へば、太宗の裔たる海都などは、屢元と戦ひを交へた位である。元の末になつて、元が支配して居る土地の東亞細亞の一部の方では、最も經濟力の有る、即ち支那の江南地方が盛ん

に叛亂を惹起したので、大都即ち今の北京さへも持ち切れずに、到頭蒙古に逃込んだのである。是は詰り中心力の置き所が違ふのであるけれども、即ち過大なる領土を有つて居ると、其の經濟力が漸々薄弱になつて來ると云ふことは、明かである。明の時はもう支那本部の漢人の方にだけ立籠つて居つて、異種族に對しては之を防禦するに止まつたのであるけれども、明の國力も結局其の防禦に勞れて、最後には日本との戦ひ並に滿洲防禦の爲に非常なる出費をして、其の爲に内地に叛亂が起つて、其の内亂と外寇との爲に亡びると云ふやうな、ことになつた。

それから清朝は最初の間、滿洲からして蒙古の一部分を取つて、次に支那を取り、更に外蒙古、新疆、西藏と云ふ方に、漸々發展を爲し得たと云ふのは、滿洲のやうな文明の程度の低い處に、平民同様の生活をして居つたものが、支那の都へ入つて、從來の簡素なる生活を幾らか維

持して居るから、明の如く宮廷の費用が更に掛らない。是はよく清朝の盛徳として、清朝人が屢稱揚した所であるが、初め康熙帝が宮廷の中に在る十三衙門を廢して、それから宮廷の費用を非常に節約して、數十分の一と云ふものに縮小し、宮廷で使つて居る宮人、宦官は、明の時の十萬餘人を四五百人に減じたこと云ふやうなことで、兎に角從來の滿洲に於ける簡素なる生活を幾らか維持して居つたので、其の初期には屢戰亂が續いても、其の儉約の力でもつて、到頭支那を十分に統一することが出来るやうにもなり、又康熙年間には中央政府の收入と云ふものも非常なる増加を來さぬのであるけれども、矢張り儉約の力でもつて、康熙帝が蒙古を親征し、國力の發展をするだけの基礎は成し得たのである。乾隆帝の時に至つては十全記と云ふものを自分で作つて、さうして國力發展をやるに就いて、失敗なしに大領土を支配するまでに立至つたと云ふことを誇つて居るのであるが、是は

實を言へば皆財政に餘裕があつたからである。支那と云ふ國は戰亂さへ二三十年以上も無ければ、其の國土が非常に肥沃で、物力が豊富であるが、爲に財政に餘裕を生ずる國である。戰亂が續けば、其の爲に荒らされるので、一時疲弊をするけれども、戰亂が止みさへすれば、急に經濟力の發展を來すことは、何朝の時代でも同様である。康熙六十年の間に、天子は割合に儉約に暮らして居つたのであるが、其の間に於て人民の方の富力大に増進して居つたので、末年已に國庫に數百萬の儲蓄を生じた。康熙帝の次の雍正帝は、又非常に財政上の緊肅に長じた人であつて、從來官吏の懷ろに入つて、人民の利益にもならず、又朝廷の收入にもならなかつた。所謂中飽といふ事を禁じて、皆之を朝廷の手に收めることにしたので、財政は急に豊かになつて、其の末年には銀六千餘萬兩の剩餘を生じた。其次の乾隆時代は、清朝の極盛に達した時で、人民の富力も最上點に達して居つて、國庫の收入は餘

る一方であるから、此時代には幾度も征伐をやつた。例へば新疆を開くに就いて二千餘萬兩を使つた。か、四川の奥の兩金川の土人を征伐するが爲に七千餘萬兩を使つた。か、云ふやうなことで、征伐のあつた毎に大變な銀を使つて居るけれども、其の度毎に財政の缺乏を告ぐる。云ふことは決して無くて、何時でも國庫に餘裕があつた。國庫に餘裕があつた爲に、内部に於ける兵隊の給料をさへ増すと云ふことになつたのである。此の如く國の富力の最上點に達した時であつて、十分に征伐も出来るし、又征伐をした後、異種族の者を歸服させるに就いても、金づくで懐柔することが出来る。云ふ譯であつた。是れが即ち清朝が元に次ぐ程の大領土を持つやうになつた由來であるからして、國の富力と云ふものが減退しさへすれば、それを維持することの出来ぬと云ふことは、明かに知れて居る譯である。前にも云ふがごとく、乾隆の末に三省に亘る一揆の騒動があつて、八九年間

も繼續した。さうすると其の次の嘉慶の代には大變に國庫に缺乏を來して、前に兵隊に増してやつた給料の一部分を減じて、原額に戻すと云ふやうなことにまで及んで居つた。それから以後と云ふものは、清朝の國力は益々下り坂になつて、収入も益々減じて來る。其上今度は單に支那の周圍に在る所の蒙古と、西藏と、か、云ふ未開種族との關係のみでなく、遂に歐羅巴強國との關係を生じて來る。英吉利と阿片事件に關して戦争を開くとか、引續き英佛同盟軍の爲に北京の附近を荒らされる。と云ふやうなことが生じて來て、之が爲に單に軍費として金を使ふのみならず、幾千萬と云ふ償金を取られるやうになつて來る。清朝の國力が疲弊した最大原因としては、魏源などは兵隊の給料、黄河の工費、宗室の食祿、租税の未進等の項目を擧げて居るが、要するに此等の原因から、已に内部で富力が弱つて居る所へ、海外との關係で、非常に金を使ふことが生じて來たので、益々經濟力の窮乏

を來して居る。咸豐から同治に掛けて、長髮賊が南方に起つて、國力疲弊の極に達した時などは、其の龍興發祥の土地であるといふ滿洲の地方に於てさへ馬賊が横行したり、封禁地を侵して幾百萬畝の私墾をした者などあるのに、殆ど度外に視て居るより外に致し方がなかつた。幸に蒙古とか新疆とか云ふものは、從來長く恩惠を與へた情力で、是は急に謀叛をするものもなし、又隣り合つて居る露西亞などの國の力も、まだ甚しく支那を侵害するまでにはなつて來て居らないから、異種族の統轄を無事に維持して居つた。こはいふ者の、此の騷亂の間に出來た新疆地方に於ける露西亞の侵入は、遂にかの伊犁問題を生じた。即ち髮匪、捻匪の内亂が治まる。と同時に此の伊犁問題が起つたり、安南の宗主權を放棄して、佛蘭西の保護に移して、手を切らなければならぬやうになつて來て居る。清朝の末年に於ても、既に異種族に對する統轄力は、實際上此の如く弛んで來たのである。若し此の

時に蒙古人などが叛亂を企てたならば、逆も之を征伐して統轄する力は無かつたのである。元來蒙古の征伐は、支那人に取つては餘程困難なことであつて、明の永樂帝も一度は斡難河まで進んで兵糧に窮した事があり、一度は清水源といふ處から師を班して居る。康熙帝が蒙古を親征した時でさへも、其の戰略、兵糧の運搬などの爲には、非常な苦心をした。康熙帝は人に勝れた獨創力があつて、自分の考を廻らして新しい方式を立て、やり通す人であり、沙漠中では親しく水草の地を見定めて、宿營の指圖までして、士卒に甘苦を共にし、辛うじて準噶爾親征の成績を失敗なしに擧げたのである。若し蒙古が清朝の末年に叛亂を企てたならば、既に成功して居つたのであらうけれども、蒙古人は初めに滿洲の天子の爲に征服された其の威力を、それから長い間服屬して居つた恩惠を忘れないので、此の革命の起るまでは安全に經過したのであるが、今度の革命が起つて、さうして清

朝云ふものが倒れた。自分が從來服屬の目的にして居つたものが、無くなつて見るに、支那の人民に服屬するに云ふ者は最初から無いのであるから、それで今日に於て外蒙古の獨立に云ふやうな騒ぎが出来、又西藏地方は蒙古などのやうに戦端を開いても獨立するに云ふ程の力があるのではないが、是は宗教の爲に、各地方に關係を有つて居るので、世界の強國の勢力に對しては、非常に機敏な感情を有つて居る。昔からさう云ふ實例があるので、元の時にも彼方から喇嘛教で有名な帝師となつた八思巴に云ふ人が來て、元の世祖の非常なる尊敬を受けて、それによつて其國を巧に維持した。明の時でも太祖成祖が支那の内部を統一したに云ふ事を聞くに、之に關係を附けて、冊封を受けて國を維持して居つた。それが明末になつて、餘り近い土地、即ち滿洲に國が興つたに云ふことになるに、其勢力がまだ支那を統一する程盛んにならない時で、僅に蒙古の一部分を征伐して

成功したに云ふに過ぎない時に、既に非常に鋭敏なる感じをもつて、滿洲の天子は文殊菩薩の化身であつて、世界を統一すべきものであるに云ふ文書をよこして、之に關係を附けて居る。斯う云ふやうに或る點に於ては、世界の有力者に對して非常に鋭敏な感じを有つて居るから、前からして露西亞の方に關係を附けやうとして、清朝の末年から其の間に交通があつたのであるが、最も近い所は英吉利であつて、英吉利の方から考へれば、貿易上の關係などもあるので、打捨て置かれぬことであるから、露西亞に先んじて之に遠征軍をも出し、さうして今日の關係を生じて來たのである。斯の如く存外鋭敏な民族であるから、將來支那に頼つて國を立てやうに云ふ者は、到底起り得ることは思はれない。是等は皆支那から分離することは、將來の運命として、明かに分つて居ることである。

滿洲の土地は、幾らか是れとは違つて、滿洲朝廷の興つた根據地であ

ることは云へ、今日では全く山東直隸あたりの移民地になつて居つて、
滿洲に居る者は殆ど大多數は漢人ばかりであるから、是はごちらか
と云ふと、其の感情の上からは、支那の本國と一緒になるべきもので
あるやうに考へて居るかも知れぬけれども、かの日清戦争、日露戦争
以來、其の自分が住んで居る所の土地が戦地になつて、勢力がどう云
ふ風に傾いて居るか、と云ふことは、滿洲の土著の人民には最も明白
に呑込まれて居るのである。それで日露戦争以前に於ては、滿洲に於
ける支那人は、殆んど皆遠からず、露西亞の支配を受けなければなら
ぬものと覺悟を極めて居つたのであるが、日露戦争以來又スツカリ
形勢が變ると云ふと、日本の兵隊の強いこと、又日本人は淡泊な人民
で、之に服屬しても一向差支ないと云ふことを飽までも承知して居
るので、土著の人民と云ふものは日本人に對して何の悪い感情も有
つて居らぬのである。唯一つは日本の當局の不用意でもあるが、日露

戦争以後に、かやうに大勢上外國の勢力に服従しなければならぬも
の、と覺悟をした人物を以て滿洲を支配させずに、日清戦争の経験も、
日露戦争の経験もない所の支那の南方人、殊に近來變法自強などと
云ふ意味の新教育を以て養成された所の南方人を多く滿洲の官吏
として移入して來た。是は日本の當局に於て、目先が見えてそれを防
禦する遠識があれば、確かに防ぎ得たのであるけれども、其の義にも
及ばなかつたので、詰り何にも從來の關係、それから大勢の如何をも
知らずして、何でも外國人を排斥さへすれば、國家の獨立が維持され
るもの、やうに妄想して居る新しい書生輩を以て、滿洲の官吏に
さしてしまつた。それが爲に日露戦争以後、滿洲に來た所の官吏の日
本に對する感情、政策が、非常に日本に不利であつたと云ふことは免
かれない。今日でも一般の人民は日本の勢力と云ふものを認め、又滿
洲に於て馬賊などから成上つて、さうして日清日露の戦争以來の實

際の事を知つて居る軍隊の頭目などと云ふものは、何事があつても日本に頼らなければ危いと云ふことを深く呑込んで居るのであるけれども、そんな事を知らない官吏の爲に邪魔をされて、日本と満洲との關係が、段々氣まづい傾きを來して居る。今日でも其の歴史を知らない南方人の官吏さへ逐退けてしまへば、満洲の事は、日本との間に何等の悪い關係がなしに、圓滿に行くべき筈である。それであるから、是は蒙古と西藏と云ふやうな支那が異種族を統轄する意味とは違ふけれども、詰り兵力、財力等から見た領土問題として、之をも支那が結局見切らなければならぬやうになるかも知れぬのである。從來満洲の財政も、決して其の土地からの歳入を以て、其の支出を全部供給することは出来なかつたのであつて、皆支那の内地から補充をして維持して居つたのであるが、近年になつて奉天省の財政が非常に發展をして、殆ど其の土地からの収入によつて政費を支辨して、

猶多少の餘裕があつて、ごうかするに吉林、黑龍江二省の費用までも補助した上に、又中央政府にも金を仕送ることが出来るやうに成り來つて居るが、是は果して何等の原因からさう云ふ事になつたか云ふと、全く日清、日露戦争以後、日本並に露西亞の資本が入つて來たのみならず、日露の鐵道でもつて、土地の産物が海外に輸出するので、満洲の富力を増したが爲に、さう云ふやうに財政が發展をしたので、もしも日露の勢力を引去つてしまふと、満洲は依然として貧乏の土地に止まるのである。それゆゑ單に支那の財政上から考へると、満洲を切り離す方が利益で、今日の財政ではこれを持つてゆくだけの實力は無いのである。要するに今日の中華民國の成立ちは、今袁世凱が政務を執つて居るとは云ひながら、南方の革命軍の興つた爲に今日の形勢を來したのであつて、謂はゞ漢人の天下で、漢人が支配するのである。漢人の天下で漢人が支配すると云ふことになる。支那本部

の財力でもつて支那を支配すると云ふことを根本の主義として立て、行かなければならぬのであつて、支那の根本の財政に害こそあるけれども利益にはならぬと云ふやうな土地をば切り離してしまふ方が、財政の理想上から云ふと至當の事である。

支那の今日は非常に財政の窮乏を告げて居つて、中々支那の本部だけの財政を整理して行くにも、將來非常な努力を要し、外國から借款を圖つたり何かして、それで財政の基礎が立つか立たぬかと云ふことを、今非常に心配して居る最中である。今日に於ては、迎も財政上損にこそなれ、利益にならない土地の支配を維持すると云ふことは出来ないのである。尤も支那民族の發展と云ふことから云へば、是は又別問題であつて、支那の國力發展とは少し譯が違ふ。蒙古などでも、從來支那人が追々多數入つて、蒙古人の産業がそれが爲に奪はれて、即ち從來遊牧生活をして居たものが、農作をする支那人の爲に、漸々其

の土地を侵害されると云ふことになつて來て居るので、今度の蒙古獨立なども、一つはさう云ふ意味からして、移住支那人排斥の爲に出て來たのであるが、支那人がそこから中異種族の土地を侵害すると云ふことは、一方から云へば漢民族の發展とも謂ふべきものであるから、日本の明治維新の當時に、一方に樺太を失ふと同時に、又一方には征韓論が起り、臺灣征伐をしたと云ふやうな侵略的精神が、支那の人民の方からして起つて居るべき筈と云ふことが、認められないこともない。併し今日の支那人の發展、即ち蒙古地方へ移住などするといふことは、全く平和的に經濟上から發展すべきであつて、是は新政府が計畫すべき國力發展と云ふやうなものとは意味が違ふ。それで將來若し人民の實力さへ續けて發展して行けば、蒙古の土地が誰の領土にならうとも、西藏の土地が誰の領土にならうとも、滿洲が誰の領土にならうとも、漢人の平和的發展は必ずしも妨げられない。今日に

於て國力即ち兵力と財政力と云ふものからして維持することが出来ない土地は政治上から之を切り離してしまつて、單に將來の經濟上の發展を圖る方が至當である。

此の觀察點からして行くに支那の領土問題は政治上の實力の方から考へて、今日縮少すべきもの、五族共和と云ふやうな空想的議論に支配されずに、實際の實力を考へて、寧ろ其の領土を一時失つても、内部の統一を圖るべきものと云ふことになつて來る。今日支那の領土問題を論ずるに於て、以上の二つの點即ち種族感情と政治上の實力とが最も注意して考へられなければならぬ所である。

三、内治問題の一 地方制度

支那の内治問題に在て、現今最も重大に視られて居る者は、地方政治と財政の二つであるが、此の中地方政治は、既に改革に着手されて、一部分は既に實行され、一部分は將來の實行を期せられて居る。此の地方政治に就ては、従來は隨分階級の多い制度であつて、州、縣、廳の上に府若くは直隸州、直隸廳があり、府の上に道があり、道の上に省があり、省の中には又巡撫及布政使、按察使等の階級があつて、一省若くは二省三省を總督が管轄することもあつて、中央政府に統屬することになつて居つた。此の階級の過多なる制度が宜くないと云ふことは、前から議論のある所であつて、此度の革命を機會として、上の方では總

督巡撫を廢して、一樣に都督として、下の方では、府廳州縣の階級を廢して、一樣に縣とし、直ちに省を以て地方政治の小區畫を一樣に統一することにした。是丈は既に實行されて居る。今日に於て尙ほ問題として残つて居るのは、其の省を廢して道を以て第一級とし、之を以て縣を綜べんとする者で、或は全國を八十三州に分けるといふ説もあるが、要するに地方政治の大區畫を析いて數を多くし、小さくすること云ふに在るのである。是は今日に始まつた議論ではなくして、十年前に既に康有爲氏が之を唱へて、其の著官制議の中に論じて居り、熊希齡氏も別に著書はないけれども、同様の案のあることは、余が親しく同氏から聞いたことがある。康氏の説は今の道の區畫を以て地方政治の最大區畫として、約七十餘道とすること云ふので、縣を第二中區とし、其下に第三小區として、自治團體を置くこととし、其の組織の理論も頗る詳密を極めて、凡そ行政官の數は多い程、人民を治めるに都合

の好いものと云ふ説である。それで古來支那の制度では、これ程の官吏があつたことか云ふやうなことを列舉して、其の學問上の主義としては、康氏が反對すべき筈の周禮をも暗に引用し、現在歐米並に日本などの制度をも参考して、官吏増加説を唱へ、官吏が増加して直接人民に接觸する機會が多くなれば、従つて民間の事情が分り、政治の實績が擧がる。それから省の數を多くして、比較的小さい區畫の長官が、直ちに中央政府に其の意見を上達することが出来るやうになれば、敏活に政務が行はれること云ふやうな説である。併し是等は尙大に慎重に審慮すべきことである。成程既に實行した所の府廳州縣の階級を無くしたのは、或は其の當を得て居るかも知れぬ。併し是から實行せんとする省の區畫を多くして小さくすること云ふ論は、理論としては宜いけれども、實際それが見込通りに治績を擧げ得るや否や云ふことを考へなければならぬ。實は其の府廳州縣の階級を無くした

のでも、其の階級を減らすことを實行すると同時に、或る地方に於ては今日の縣をモツと大きくしなければならぬかと思ふ位である。現在の行政區畫の實際を考へて見れば、支那の縣は日本の郡に當り、支那の府は日本の縣に當るのである。是は土地の面積ばかりから考へるゝ必ずしもさうはならぬけれども、其の人民の數、租税の上り高なごから考へると、大抵それ位に見るのを適當とするのである。今日の日本に於ても既に郡制廢止など云ふ議論が起つて居るのである。つて、其の階級を少なくすると云ふことに於ては同様であるけれども、それは詰り人民の負擔を軽くして、直接に町村の自治團體と、最高の地方官とを接觸せしめると云ふ意味から出て來たので、單に官吏の數を多くすれば、人民を治めるのに便宜だと云ふ爲に考へられて居るのではない。況んや日本に於ても、交通機關の發達した結果、既に今の府縣の區域が小さ過ぎると云ふので、之を合併してはどうかなど

と云ふ議論さへ出て來て居るのである。併し日本の方から考へると、實際は行政區畫の大小を論ずるよりかは、其の組織の根源に溯り、繁文を省き、事務の簡捷をさへ圖れば、必ずしも區畫の大小は問題にならないのである。支那に於ける現在の政治論は、草創の時代であつて、まだ細かい地方政治の根本の理論にまで立入る時期になつて居らぬから、或は其の粗大な點から考へて、大小區畫などを論ずるのは、機宜に適した者であるかも知れないけれども、康氏などの如く、單に行政區畫を多くして小さくすることが、地方行政の最も善い方法と考へるのは、或は誤つて居りはすまいかと思ふ。

之に就ても從來の歴史を切實に考へなければならぬのであるが、周禮などのやうな政治上の理想制度は、別問題として、其の信據するに足る者では、前漢の時の郡が凡そ百三あつたのが、今の新らしく造らうと云ふ道、若くは州の區畫の大きさ位のものである。是は勿論民政

に取つては便利であつたと云ふことは、古來の沿革で證明されて居る。併し支那のやうに地方行政官が司法の事をも兼ね、或は又軍政をも兼ねるやうな處にあつては、一概に民政ばかりを標準として議論を立てられない。そのみならず漢の時には百餘郡の太守の上に十三部の刺史を設けて、六條の條件で各郡の監督をして居つたが、是は妙な制度であつて、其の十三部の刺史たる監督官は、天子から勅命でもつて派遣されるのであるけれども、各郡の太守よりかは官階が卑いので、太守は即ち二千石の秩であるのに、刺史は六百石である。今日の日本で云へば恰も督學官などが學務に關して地方官を監督するやうな状態になつて居る。然るに此が前漢の末になると卑いものが尊い者を治めるのは、春秋の義に合はないといふ論があつて、刺史を秩二千石の州牧に改めたことがある。唐の時は各州の刺史と云ふものが、即ち漢の各郡の太守と同じやうな者になつて、其數も亦増して

開元の盛んな頃には三百餘になつた、即ち清朝の知府よりも數が多いのである。然し此等の變化は名目だけの事であつて、其の上に監督官として矢張り採訪使、又は觀察使を置いて、之を支配して居る。其の採訪使、觀察使の分配は、天下を十道に分けて、それに又多少の派分をして十五の採訪使を置き、漢と同様に六條で各州を監督して居るのである。此の採訪使、觀察使は、要するに朝廷の欽差の職であるけれども、唐では兵亂の結果、更に節度使を置くやうになつて、地方に固着した職に變じてしまつた。其の沿革から考へて見ると、若し今日の支那に於て、省の區畫を小さくして、道又は州とし、之れを七八十位にしても、矢張り其の上に其の監督官のやうなものを必要とするこゝがなにかと考へられるので、已に常設官にあらざる巡按使を設けるなどの説もある。日本のやうに行政の分科があつて、稅務の方は稅務官があり、遞信の方は又遞信の官があり、軍隊は軍隊で獨立して居つて、地

方官は單に地方の民政ばかりを掌るものであれば、府縣ぐらゐの大きさが中央政府に直隸して居つても格別差支はない。併し支那に於ては、ごちらかご云へば地方官の主要な職務は稅務と詞訟とで、其の他のものは皆それに附屬したやうな事になつて居る。稅務官ごか、裁判官ごかは日本でも民政官たる府縣の數ご必ずしも同じだけの數を要する者ではない。それから又唐以後の沿革を考へて見ると、小さい區畫の上に大きい區畫を立てる傾きが益々強くなつて來て居る。宋の時代は州縣の守令にさへ權知即ち一時假りに司る意義の官名を附ける位、すべての地方官制が定着せぬ時代であつたが、矢張り大體は二十三路に分けて府州を配屬せしめて居る。元の時は其領土が非常に大きかつた爲に、天下を十一の行中書省に分け、其中で今の支那の本部をば九省に分けて、各路の上を更に統轄することになつて居る。この行中書省といふのは、即ち中央の中書省の出張所ご云ふ

やうな意義で、實は地方官ご云ふ性質ではない。明の最初の制度ごしては、全體を十三布政使に分けて居るのであるが、是も其の名義から云ふご中央政府の出張官のやうな意味を有つた使の字を用ゐた官であるが、明では最初から之を地方官ごして制定した。さうして明の時には、中央政府では前にも云ふ如く、六部が皇帝に直屬して、徵稅權、兵權、司法權は別々に獨立した職務になつて居るが、地方官でも布政使は財務官、按察使は重に司法官、又都指揮使は軍務官ご云ふやうな分離した立て方であつた。併し明一代の沿革は、結局此の三權分立の制度から漸々變つて、後には三權を一人で握つたやうな總督巡撫が、布政使、按察使の上に出來ることになつた。總督、巡撫も元來は漢代の刺史に類した巡按御史からして、事變のある時臨時兵權並びに糧餉徵發權を併有した職務に變形して來たので、矢張り中央からの出張官であるが、之が清朝になると、布政、按察兩使ご一様に固定した地方

官の姿になつてしまつた。

それで支那の地方官制の變遷を通じて考へるに州郡の守令即ち支那を七八十乃至百から三百四百に分けた者の上には、どうしても九とか十とか以上、二十前後までの監督官を其上に置くことになり、又各種の政務の科目を分けられてある官職からして、後には之を綜合した者になる方に傾いて行き、昔は中央政府の特派官であつて、純粹の地方官でなかつた官吏が、漸々純粹の地方官になること云ふ傾きになつて行つて居るのである。此の如く自然に傾いて行く結果は、勿論政治上に種々弊害があつて何時でも創業の君主、中興の時代などには、官制の意義を元の通りに引き戻さうとするので、今日に於ても改革論の出来るのも無理のない次第である。併し此の政治上の弊害と云ふものは、どう云ふ處から出て來て居るか、單に制度が惰力で變つて來た、即ち分科の行政を綜合行政にし、特派官の制度を固着の地方

官にし、地方行政區畫の小さいのを大きくしたと云ふ處から弊害が出て來たのであるか、或は根本に弊害があつて、其の弊害に對する已むを得ざる救済策として、後來の大行政區が出来たのであるかと云ふことを考へなければならぬ。支那の政治の弊害を論じた人は、昔から多いのであるが、其中清末清初の際に於ける顧炎武、黃宗羲などは、痛切に弊政の慘烈なる結果をも目撃し、其の胸底にも根柢ある經綸を抱いて居つたので、其の言ふ所は、最も耳を傾ける價值あるものであるが、此の二人は共に地方鎮撫の方針としては、行政區畫の大きくして權力の強いのを寧ろ弊害とせずして、それが即ち朝廷の安固を維持する所以だとする傾きがある。此二人は從來唐の時代には藩鎮が盛んで、地方に兵權を有つたものが跋扈することになつたから、それで衰へて亡んだと云ふ論に反對の意見を持つて居る。それは地方に兵權を有つて居るものが多くあるのは、中央政府の薄弱な所以

であつたけれども、地方に兵權を有つて居るもの、全く無くなつたのは、同時に中央政府の滅亡を來す所以となつた。此處を考へなければならぬ。云ふ議論である。支那のやうな社會狀態の歐米若くは日本など異つて居る國に於ては、一概に歐米文明國の政治の外形に模倣して、其國が治まるべき者であるか否かと云ふことも考へなければならぬ。文明國の政治でも、其の起源は矢張り其國特有の沿革から由來して居るので、理想から割り出された者でないことも少くない。さういふ制度は一國若くは數國に於て利便であつても、之を他の國々に應用することの出來ない者もある。康有爲が擧げて居る英國其他の小行政区制度でも、實は歴史的發達を尊重して、之を保持する風習から來て居るので、古い風習が不經濟、不便利でも之を維持する丈の富力があるといふ點からも出て居るので、此が理想的良制とは云はれない。現に二百六七十藩を三府四十餘縣に合併して、好成績を

擧げた日本の實例を以ても證明されるのである。それだから支那は支那丈の從來の政治上の利弊として、識者に考へられて居つた所の事をも十分に考へなければならぬ。

今日此の省を廢して行政区を小さくすると云ふ説は、康有爲其他が唱へ出してから清朝の末年に於て既に當局者に考へられたことであつて、即ち中央集權の實行に伴つて必要とせられたのである。それで總督巡撫は、權力が過大であるから、地方官を小さくして統一に便にしたいと云ふ考なのである。併し支那の如く非常に國土が大きくて、其の交通もまだ十分に敏活には行かず、それから一體人民が國に對する感じが頗る遲鈍であつて、一方に激烈な騷亂があつても、一方の人民は一向平氣で居ると云ふやうな國にあつて、若し此の小區畫制を實行したならば、思ひの外の叛亂、若くは外國の侵略があつた時に、それに對する防禦が出来るかどうかと云ふことが、又一つの問題

である。近年の事に考へて見ても、既に北清事變の際に、北京に外國兵の侵入したが爲に、光緒皇帝と西太后とが蒙塵して、陝西地方へ走り去つた。其の時に於て支那の國を維持したものは、重に南方の二總督、即ち劉坤一、張之洞とそれから山東巡撫袁世凱との三人の力である。殊に南方の二總督が少しも北方の騷亂の影響を自己の管轄區域に及ぼさせずに、安全に根據を占めて居つて、一は陝西に逃げた兩宮の聲援をなし、一は兩宮に對して實力を以て改革を要求した爲である。云ふことが出来る。若し是れが南方に小さい行政區畫のみが分立して居つて、大きい勢力で統一して居ることがなかつたならば、斯う云ふ場合には、土崩瓦解の状態に陥いつたに違ひないと思はれる。内治を整頓して、小さい行政區畫で政務を敏活にやらうと云ふ國は、先づ第一には政治組織の完全し、國民の程度が高くて、内亂の憂の殆ど無いこと、第二には國防も完全して、外國の侵略に對しては、之を國

境以外で防禦し得らるゝこと、第三には國民の愛國心が強烈で、國の獨立に對する感覺が鋭敏で、如何なる事變に遭遇し、又之を放任して居つても自然に統一の出来ること云ふやうなことを必要とするのである。今日の支那に於ては、何れの點に於てもまださう云ふ場合に達して居らぬと思ふ。それに此の大きい行政の區畫の施設も、既に數百年の因襲を經來つて居る。元の行中書省を設けて以來、既に六百年、明の布政使設置以來として五百年を經て居る。それでは、其の中には江南と江北の地方を一省の區域に入れた舊の江南省、今の江蘇、安徽兩省のやうなものが、あり、浙東と浙西を一省の區域に入れた浙江省のやうなものが、あり、内江、外江を併せて一省にした四川省のやうなものがあり、地方天然の山河の形勢から生じて居る區畫を無視し、若くは禹貢の分州、其後にも、唐の分道の精神を失つて、險要の利用が出来ないやうな事になり、それが爲に、元、明二代の末路は、内亂の防禦に非

常の不便を感じ、亡滅を早めたといふ非難もあるが、しかし大體に於ては各省の區畫にはそれ相當の理由があつて、其の不自然な處は他の何等かの政務上の管屬に於て、多少の矯正が出来て居る。即ち江蘇省に二布政使を置いて、南京と蘇州との兩中心を保持するやうな類である。其の外に於ては地方の形勢並に民族等によつて、自然に分たれて居るので、多少の修正を加へさへすれば、完全な區畫になり得べき者である。それだから縦令新制度に遵て之を小區畫に分けても、恐らく經濟上若くは政務上に於て、現在の省を成して居る區域内のものは、聯合を要することになる場合が多からうと思ふ。一例を以て言へば、現在支那の貿易商などが、廣東省のものは一の廣東會館を機關として居る。若し新區畫に依ると、廣東一省が五州位に分れる筈であるけれども、將來とも行政區畫によつて、五箇の會館に分れるだらうとは想像されない。福建も新設區畫では三州に分れる筈であるけれども

も、商人などが一の福建會館から分離することも思はれず。それから寧波から上海其の他の附近まで及ぶ江蘇、浙江の大なる地方は其方言などが、大方共通するが如く、商業團體も三江會館で統べられて居るが、是さても二省に新設せらるべき六州に分れてしまひさうにもない。山西省のものが何處へ行つても一種の銀行業を營むと云ふやうなこともあり、山東省のものは何處から出たものでも、多く勞働者として認められて居るやうなこともあつて、兎に角今日の大行政區と云ふものは、大體に於て地勢並に風俗からして、自然の道理に適つて居るのである。さうして見るに、今日それを小さく分けても、從來からの大きい區畫内には、又何か共通の仕事を以て聯絡しなければならぬやうになりはせぬかと思ふ。單に官吏を増せば政治が敏速になるさか、行政區を増せば中央政府の威令が行はれると云ふやうなことは、北京の中央政府に強大なる權力を占める君主の如きものがあつ

て、中央集權を執行しやうと云ふ場合ならば、或は宜いかも知れぬ、我々も清朝の末年に於て皇帝が存在して、政治上の改革をやるに云ふ上からは此の小區畫説にも理由があるものと思つたのであるけれども、今日は既に共和政治になつたのである、何の政治でも統一を必要とするに勿論であつても、中央政府の権力の非常に大なることを要する理由は餘程無くなつたのである。今日に於て清朝末年と同様なる行政區畫の改革論を主張するのは、或は間違つて居りはしないかと思ふのである。但し支那の人民の程度が更に進んで來て、其の愛國心が非常に盛んになり、内亂の憂も全く無くなるに云ふ場合になれば、それは又別問題であつて、其の時は今日の行政區を又改革しても宜いのである。

但し其處に尙どうしても考へなければならぬことは、官吏を増せば行政が行届くやうになるに云ふ議論である。是は何處までも誤りで

あるに云はなければならぬ。康氏などは臺灣の例を擧げて、臺灣は元は支那では僅に一府を置いて、それに僅少の縣を附屬させて治めた處である、然るに日本ではこれに總督を置いて、多數の勅任奏任の官吏を置いて、非常に綿密な行政をして居つて、其の爲に治績が擧つて居ると言つて居る。併し是等は又別の點からも十分に考へられるのである。英吉利などのやうな殖民政治を執る國で見ると云ふに、多少種族の異つて、而かも特有の文化を所有せる人民を治めるには、多く其の種族の自治に任せて、多數の本國人の官吏を派遣しない。それが却つて殖民政策として成功を告げて居るのである。日本が實行して居る殖民政策は歐羅巴諸國などは頗る同じからざる點があつて、資本が有り剩るが爲に、其の下し場所を求めるので、殖民地を要するか、又歐羅巴の或る國から亞米利加などへ盛んに移民の行く如く、人口の過多なるが爲にそれを捌く必要上から、殖民地を要するか、工業

が盛んで生産品が過剰を來すが爲に、殖民地が要るか云ふのは幾らか違つて居る。勿論其の中人口の過多を捌く方法としては、日本にも同様の理由があるのであるけれども、臺灣などに對しては其の割に多數の日本人が入り込んで居らぬ。日本の現今の殖民地に對する實狀は、教育を受けた人間が有り剩つて、それを使用するに困る場合が多いので、多くの官吏を製造して、それを殖民地に捌いてやる云ふ方針云ふではないけれども、確かにさういふ傾向になつて居ると言ひ得るのである。是は殖民地を見事に治めるが爲に多數の官吏を要求するのではなくして、官吏になる人が多數なので、殖民地にも多くの官吏を用ゐるの已むを得ざるに至つて居るのである。臺灣の治績が清朝の時より擧つて居るか、朝鮮の土人が韓國時代よりも經濟上幸福になつて居るか、いふのも事實ではあるけれども、是は他に理由があるので、官吏の多數なる結果ではない。現に日本に

於ても屢冗官の淘汰が問題になつて、一つは財政の上からも來るのであるが、兎に角官吏が多きに過ぐる云ふことが問題になつて居る。それで之れを外國の行政の整頓した國々に較べると、官吏の才能が不十分にして、さうして數ばかり多くする行政の仕方を日本は執つて居るのである。是等の事は今後の支那に於ては何も學ぶべき必要の無いことである。

且つ支那に於て斯う云ふ多數の官吏で支配する云ふ方法を學ぶと、其利益を享くる前に、忽ちに非常な弊害を生ずる憂がある。日本は誠に官吏が多數であるけれども、官吏の収入は非常に少ない。それで今日に於ては官吏以外の職業を求めものゝ方が非常に多くなつて、さうして官吏は多くても、其の爲に一國の經濟に影響することは、大したものではないのである。勿論行政財政の整理をする時には、何時でも官吏を減らすけれども、是は整理の仕方に依つては、別の方法

を執ることも出来るし、又從來日本は官吏が多きに過ぎたので、今減らすのが當然だ、と云ふ道理にもなり、寧ろ今日では行政整理の根本問題は、官吏の多少よりか、能力ある官吏が、他の職業に従事すること同様に、安心して生活し得るか、どうかと云ふことが問題になつて居る。然るに支那に於ては官吏の生活は、日本よりも遙に豊かで、名目はともかく、事實は非常に収入の多いものである。それで官吏の数を多くするが爲に、今までの官吏の収入を減らして、日本の如く極めて貧乏な官吏を造り得らるゝものであれば、多數出来ても國家の經濟には大した差は無いけれども、官吏は収入の多いと云ふことが原則になつて居つて、さうして其の上に數多く之を造ると云ふことになる。さなくとも收支相償はない支那の現在の財政状態では到底堪ふべからざるものである。

支那の官吏の収入の多過ぎると云ふのは、是は積年の弊であつて、共和政治になつた今日などに於ては、其の弊害を釐革する必要がある。ここは勿論である。そこで若し改革の時機が到着して居るからと云ふので、官吏の数を殖やすと共に、其の収入を減じやうと云ふことであれば、是は謂はゞ政治上の根本改革の問題である。支那の官吏の習慣として、其の大多數は、知縣の如き小さい官吏からして、其の職務の取扱ひ方に通じて居つて、之を處置するものがない。中央政府が六部に分れて居るが如く、知縣の下にも矢張り六房を分けて、幕賓が各々其位置を占めて、實務を取扱つて居る。此の幕賓若くは官吏の品流に入らないで、一種の官吏の下働きをする職業、即ち胥吏と云ふやうなものがあつて、實際の政務を執つて居ることは、上は六部から、下は知縣衙門まで共通して居るので、此胥吏が又代々世襲しても居り、又其の株をも賣買して、動かすべからざる程に盤踞して居るので、顧炎武は古人の言を引いて、官に封建なくして、吏に封建ありといひ、黃宗羲も

同様の事を言て居る。此の胥吏を廢して、士人を用ゐるといふ宿論を實行しやうとは、清朝の末年からして已に試みたのであるが、要するに是は官吏が實際政務を知らぬでも、盲判を押せばそれで務まること云ふ習慣が全く改まらない以上、恐らく實効のないこと、思ふ。しかし此は尙ほ弊害の小なる者で、政治教育の如何によつては、漸々に革新の途がないでもない。但だ今一つ重大なる事は官吏の政治的徳義の問題である。實は是は何れの問題にも關係し、又何れの問題の根柢ともなることであるが、支那の如く數千年來政治上の弊害が重なつて、官吏と云ふ者には殆んど政治上の徳義が麻痺して、其弊害と云ふことをも自覺しないやうになつて居る國に在つては、此の問題を解決することは、容易ではない。しかし日本の維新の實例を研究すれば、此の問題解決の曙光を認め得られないことも言へない。日本に於ても徳川時代の末路には、徳川家の領土内でも、各藩でも、官吏の政治上の

徳義は、甚だ低くなつたもので、到る所に腐敗を來して、何事でも賄賂で以て成功すると云ふやうな有様であつた。此の腐敗を代表すべき一種の公然たる名詞さへ出來て、即ち役徳と云ふことに就ては、世間はこれを以て必ずしも不徳義と考へない程度までに下落して居つたのである。明治以來、言論の自由といふことが認められて、政府とか、官吏とかを攻撃することが、公然自由になつたので、新聞其他の言論の機關が、明治時代以後官吏の不徳義過失に關する攻撃を無遠慮にする外形のみを見ると、明治時代の官吏の弊害が前代よりも甚しくなつたやうに見ゆるけれども、近年まで生存して居つた徳川時代の故老の經驗によると、實は明治時代の官吏は、徳川時代に比して遙かに徳義が上進して居つたと云ふことを認めるのである。詰り言論が自由になつた結果、不徳の事があることそれを遠慮なく摘發するので、自然表面に現はれる所の惡事の數が多く見えるのであるが、徳川時

代に於ては悪事の摘發の機關が無い所からして、總ての事が皆泣寝入りになつて居つたのである。それで歴史に味い者が動もすれば徳川時代の封建の世の中には、何時でも武士道と云ふものが十分に行はれて、上級の武家即ち將軍と大名と云ふものからして、下は槍一筋の平武士に至るまで、武士道を以て生命として居つたかの如く空想するのであるけれども、實は武士道と云ふものは、單に徳川時代の理想であつて、講釋師などの談を聞けば時々えらい人があるやうであるが、事實行はれて居つたことは極めて稀であつて、一般には腐敗を極めて居つた。但だ徳川の末年に國歩が艱難を來してから、始めて人心が奮起して、今まで細身の大小を帶して居たものが、講武所風とかいふ太いものを帶して歩くこと云つたやうになつたので、それが明治になつて外國との關係上、何れの階級にも愛國心が普及することになつた。今の人が謂ふ元祿武士と云ふ、其の元祿時代には、ごち

らかといへば武士道の衰へて居る時で、赤穂四十七士などの盛んに稱揚されるのも、其の腐敗した世の中にアレだけの人間が幸ひにもあつたこと云ふことが珍らしかつたので、其の外の世間は腐敗を極めて居つたのに對照しての賞讃と見る方が事實である。然るに明治の世の中になつて、一と度大改革を経ること云ふと、比較的官吏の徳義が上進して、尤も今日に於ても多少の弊害が無いと云ふことはないけれども、併ながら判任官と巡査と云ふものが、低い給料を貰つて生活難に苦しみつゝも、支那の吏胥などの如き非常な不徳をせず、齒を食ひ縛つても自分の品位を維持して行かうと勉めて居るやうな有様は、維新の改革から産み出された所の新しい現象で、此の點から云へば明治の世は、確に所謂昭代として差支ないのである。改革と云ふものは、斯の如く人心を一新するの効能があるものであるから、縦んば支那の如く數千年の積弊を有つて來た國であつても

眞正に改革が行はれさへすれば、政治上の徳義と云ふものも、再び回復するここが出来ないとは限らぬと思ふ。併し是は改革の仕方に在るので、其の點に於て袁世凱が、若し某博士などの言ふが如く、清朝からして主權を繼承して、治者の地位に立つたので、革命に依つて與へられた地位でないこと云ふやうな解釋が眞實であることすれば、人心の一新と云ふことは、非常に困難を覺えるのであつて、支那の爲には大いなる不幸を悲しまざるを得ない次第である。是は必ずしも某博士の解釋を待つまでもなく、袁世凱の現在の地位は、實に此の人心を一新すべき改革の時機をみす／＼逸して居るやうな傾きを明かに認めるのである。それは例へて言へば、此の本の附録にも書いてある通り、徳川將軍が政權を奉還しても、其の儘徳川家が又引續き事實上政權を握つて居つたこと同様な形に在るのが、今の袁世凱の地位である。それであるから、袁世凱を始め其の部下の官吏も、矢張り清朝時代の

官吏生活の因習から脱却し得ないのである。日本でも徳川の時代には、士族以上の階級、尤も下級の士族は、随分苦しかつたものであるけれども、上級の士族以上の社會は、國民の程度に比較して非常に贅澤なる生活を送つて居つた。日本には二百幾十藩の諸侯があり、それから徳川と云ふ大きな覇者がある。其の當時の徳川家の生活を考へると云ふと、畏多いことであるけれども、今日の皇室よりも遙に贅澤な生活をして居つたらしい。それから二百幾十藩の諸侯は平均して今日の縣知事よりも遙かに小さい地方を管理して居つたのである。其の生活は今日の縣知事などの夢にも思ひ及ばざる贅澤をして居つたので、其の代り百姓と云ふものは、生きないやうに死なないやうにと云ふ、徳川の元祖家康以來の方針に依つて、支配されて居るので、其の汗水流して取つた所の收穫の過半と云ふものを、皆治者たる武士に取上げられて居つたのである。若し日本の國がモツと小さ

くて、徳川の初年以來開墾すべき餘地が無いものであつたならば、此の一種の不具の制度からして、既に破産をすべきものであつた。幸ひに徳川の初年から三百年近くの間幾らか新らしい土地を開墾すると云ふやうなことで、日本の富が漸々増進して行つたから、百姓の方でも武士の壓迫に幾らか堪え、武士の方でも其の子孫が殖えては新家庭を起し、一種の耕さないで食ふ階級が漸々増加して行くにも拘らず、其の生活を維持して行つたのであるけれども、徳川の晩年に於ては、既に此の制度の不都合な結果を餘程實際に現はして來て、各藩の大名は皆大阪の商人に向つて、少なきは幾萬兩、多きは幾百萬兩の借金をしないものはなかつた。徳川幕府の旗本が藏前の札差に對する關係も同様であつて、悉く借金でもつて經濟を維持して來て居つたのである。唯是が總て内國債であり、事實上それを返済をせぬでも、兎に角融通の機關でもつて、大阪の商人並に藏前の商人と云ふもの

が正金を握らない名義上の富の増加に依つて、此の一國の借金政策を維持して來たのであるが、明治維新と共に大阪の商人並に藏前の商人は、其の爲に大多數皆潰れてしまつて、日本の財政の非常に不具な組織から來て居る所の總ての弊害は、此の商人等の財産が犠牲になつたので、總てに對して結末を着けることが出来るやうになつたのである。支那の今日も幾らかそれと類似したやうな事があるけれども、是は從來の弊害を打切りにするに就ては、明治維新時代の日本よりかは遙に困難な地位に立つて居るのである。支那の官吏は、其の制度から云へば、所謂王侯將相何ぞ種あらんで、日本の封建時代のやうに、士族と平民と云ふやうな階級は無いのである。併し不思議なことに、支那の官吏は種として貴族ではないけれども、官吏の位置さへ得ると云ふと、何人も亦少なくとも貴族の生活をせぬものはない。支那の知縣は日本の郡長ぐらゐの低い行政官であるが、それを三年

もやれば兎に角其の一家族が一生食ふだけのものが出来ること謂はれて居る位である。勿論中には清廉でさう云ふ風に出来ぬ人もあるけれども、一般には地方官をした者の子孫で相當の財産を持つて居らぬものはないのであつて、支那で財産家の出来ること云ふ一つの要素は、其の一家族の中の或る人が立派な官吏になることを以て最も重なることとして居る。従來商業などに依つて産を作つたものでも、鹽商などのやうな、半官半民の關係を有つて居る者の外は、如何なる商人でも、官吏をする程大きな財産を作ること云ふことは出来ないものである。況んや農民などに於ては、アレだけの大きな國であつて、土地の肥沃平衡なることも、非常なもので、幾らでも兼併をすることが出来るやうな状況に在りながら、日本の農民ほども大きな財産を持つたものが無いのである。詰り有らゆる職業の中、官吏ほど産を積むに最も便利なものがないこと云ふ所から考へて見ると、日本の封建時代

の武士と違ふは、唯世襲でないこと云ふだけであつて、其の一代は貴族生活を送り、或は其の子孫も餘澤を蒙る點に於ては、日本の上級の士族以上の地位を皆有つて居ること云つても宜い。日本では封建時代の破滅と共に上級士族の多數が勢力を失つて、さうして總ての政治上の弊害を一掃し、新たに之に代つた者は、三百年來上級士族の壓迫を耐えて、其の腦力、其の體力を鍛鍊して居つた下級の士族、若くは上級の農民で、それらの者が此の立憲政治の根本とも稱すべき中等階級を形作るこゝが出来、それ等の者が又新時代の政治上の實際の權力を握つたのであるから、中には華族などで大官になつた人もあるけれども、其の華族の大半たる公卿華族と云ふものゝ生活も、昔は上級の士族ぐらゐの生活をするものは餘程良い方であつて、中には殆ど下級の士族よりかも、其の爵位の空しく高いだけに困難な生活を送つて居つたものもあるのであるから、新らしい時代に是が官吏とな

つて、餘り多からざる俸給を貰つて、それに満足して、其の多年鍛えて來た所の腦力體力を發揮して、又それに伴ふ所の徳義心を維持して、新時代の政治を執り行ふとが出来たのである。所が支那に於ては官吏が貴族生活を送ることは日本の封建時代と相類して居るが、此度の革命に依つて袁世凱の政府に官吏となつた者が、矢張り依然として清朝時代の官吏と同様に、官吏となれば貴族的生活を送られるものと云ふ考が少しも拂ひ去られないのである。近頃大總統の年俸を定めたこと云ふことであるが、俸給と手當を合して二百萬元に近い。清朝時代の各地方の總督などの収入は随分大きなものがあつて、昔しは廣東の粵海關の監督などは、恐らく大總統の収入以上の収入があつたのであるから、支那一國の大總統として是れ位のことには不思議ではないけれども、日本の明治維新の頃は勿論、今日の總理大臣の收入に之を比較しても、其の過大なることを認めざるを得ない。従つて

それ以下の官吏でも、例へば北京に於ける各部の長官とか、それから新らしく出来る所の各州の長官とか云ふものなども、從來の支那の同階級の官吏と同額以下の俸給に甘んじて、極めて簡素な生活を爲し、其の割に極めて堅固な政治上の徳義心をもつて、さうして政治を執り行ふことが果して出来るかどうか云ふことは非常なる疑問である。日本の維新に依つて新たに政治の局面に立つた官吏は、俸給も自分等が最初下級の士族として生活して居つた時よりか豊かにされたには相違ないけれども、其の徳義心の根柢云ふものは、其の俸給にのみ關係すること云ふやうな譯ではなかつたのである。所が支那の從來の官吏は、詰り有らゆる職業の中の最も割の良い者と云ふことを認めて居つたので、今日新しい共和政府の官吏としても、其の考を脱し得るや否や云ふことは疑はしい。併し是は其の周圍の空氣にもよるので、一國の人心が皆革新の氣分になれば、官吏とても

新らしい氣分になれぬことは言へぬと思ふ。即ち袁世凱の共和政府では、舊來の清朝の政治組織を其の儘に承け繼いで、其の官吏も舊來の清朝時代の官吏を主腦として用ゐたのであるから、それで昔風の官吏生活を送らなければ、官吏たる體面を成さないやうに考へるかも知れないけれども、若し此の改革事業が全く革命黨の人々に依つて爲され、さうして日本の下宿屋にころげて居つたやうな白面の書生が天下を取つて、潑刺たる意氣を以て政治の局面に當つたことすれば、恐らく従來の官吏の如く贅澤をせぬでも、極めて簡素なる生活に依つて、低い俸給を受けて、支那のやうな大きな國家を料理して行くことが或は出来ないことも限らぬのである。是は政治上徳義の革新に就て單に一端の議論であるけれども、此様な状態は總ての事に涉るのであつて、若し此改革の際に總ての古い状態を皆打壞して、新らしい國家を其處に打立つるのであれば、随分思ひ切つた方法に依つて一

刷に刷新することが出来るのであるけれども、今の儘では昔の政治組織を其の儘承け繼いで、徐々に其の弊害を除いて行かうと云ふのであるが、行政上の弊害といふものは之を徐々に除くと云ふことは反て容易ならざることである。もし此が徐々に除き得るものであつたならば、何も清朝が倒れぬでも濟む譯である。政治上の弊害は積み重なる時には、どこ迄も一方に積み重なつて、如何に之を救済しやうとしても出来ない様になつて行つて、到頭其の惰力で引つくり返るまで押詰つて、引つくり返つた所で新らしく局面が開いて、又初めから組立てると云ふやうな形になるのが常である。それで清朝の末路に種々の方法で新政治を試みたけれども、其の新政治は總て清朝の衰亡を救ふだけの効力が無くて、遂に顛覆するに至つたと云ふのも即ち其の故である。是は日本の維新の例ばかり必ずしもさうだこと云ふのではないので、支那に於ても既にさう云ふ事が前からある。

明清の易姓によつて政治上の組織は殆んど變つた處はないが改革の効のあつた著しい例を擧げることが出来る。明代の朝廷の財政に云ふものは、帝室即ち宮中の財政が非常に大きくて、表の政府即ち府中の財政は非常に小さい。それで政府は始終財政の困難に苦しんで居るけれども、帝室は何時でもそれ程に苦しまない。明の末年に大きな征伐でもあつて、金の要るに云ふ時には、政府に金が無い際には、何時でも御手許金即ち内帑の下附を請求して居る。又帝室の内部に於ては宦官とか宮人とか其の外のもので、北京の宮城の中に又一つの國を組織したやうなものを形作つて居つたのであるが、一旦明が亡んで清朝になつて見ると、清朝は滿洲の片田舎から興つて、極めて簡素な生活をした夷狄が急に成り上つて、支那のやうな大きな身代の主人になつたのである。それであるから、清朝は制度に於て明代の形を踏襲して居るにも拘らず、明の制度に就いて根本からの改革を加

へたのは宮中の制度であつた。其の事は康熙帝なども屢々自慢のやうに之れを言うて居るのであるが、此事に就ては既に前の領土問題の條中にも略ぼ説いて居る如く、宮中の十三衙門を廢したとか、其の費用を幾十分一といふ程に節約したとか云ふやうなことは、清朝の記録にも載せてあるので、清朝の初めには始終征伐の爲に軍費が多く要るので、政府の財政はいつでも歳入不足に苦しんで居つたのであるけれども、別に民間から増税をもせず、全く唯帝室の費用の節減のみでもつて、其の困難なる財政を支へて來たと云ふことを言つて居る。かくの如く帝室と政府との關係だけは、清朝が明朝に代つただけでも、斯の如き著しい改革を成し遂げることが出來たのであるが、唯清朝の一般の政治組織は、明朝の舊に依つて、其の儘地方を安堵させるやうな方法を執つたのであるから、明以來弊害を残して居つた所の地方行政など、云ふもの、改革は、到頭出來ずにしまつたの

である。併し清朝一代を通じて兎に角帝室の經濟の縮少せられて、それが爲に人民に租税などを増徴せずには濟み、或は實際の効能は無かつたこと云ふけれども、康熙、乾隆の間には幾度か租税の免除をも行ふことが出来たこと云ふのは、詰り清朝と云ふ田舎の小さい身代のものが、明朝のやうな大きな身代の家へ乗入つたから行はれたことである。それで今日でも革命黨のやうな一介の書生共が空拳にして天下を取つたのであつて、生れてから贅澤の味を知らぬやうな者が政治上の中心になり、大總統にもなれば、或は重もなる官吏にもなること云ふのであれば、或は其の政治組織を一變して、之れに低い俸給を與へても、それに満足をして、さうして極めて縮少されたる經費でもつて、行政を維持して行くこと云ふことが出来るであらうけれども、袁世凱並に其の部下の如く、清朝時代に於て既に官場の弊習が身に染込んで、半貴族的生活を送つた者が中心になつて居る行政であつては、到

底此の數百年來或は數千年來の積弊を一掃すること云ふことは思ひもよらぬことである。

康有爲は從來の地方政治の弊害は、官が人民の爲に政治をして、人民の自治を許さない爲であること云ふけれども、此の論も亦別の方面から更に一考して見ねばならぬのである。即ち支那では隋唐以來人民の自治は存在して居るが、官吏は自治の範圍に立入らずに、唯文書の上で執り行ふ所の職務だけを行つて居る。どちらか云へば官は人民を治めないと言ふことも出来る。此の弊害の由來も久しいものであつて、昔は名族が盛んであつた時は、それらが地方に各根據を有つて、その勢力で自然に地方が治まり、民政の最も行届いたこと云ふ漢の時などは、縣の下に郷官、又は郷亭の職と云ふ、即ち其の土地の名望で任命される官吏があつて、地方行政をやつて居つた。三老といふのは、教化を掌り、嗇夫は訟を聽き、賦税を收め、游徼は賊盜を循禁すといふ

ので皆郷官である。それで郡縣の守令は其の地方の名望ある者の言を聽き、又地方から自から屬僚を選んで任命し、首尾能く民政を治めるやうにしたのであるが、隋の文帝が郷官を廢してからは、官吏といふ官吏は皆渡りものになつて其の制度の美意が全く崩れたのである。殊に近代の制度としては、何人でも其の生れた地方に於て官吏となることを許されない、必ず自分の生れた以外の地方で官吏をしなければならぬと云ふことになつて居る。渡りもの、官吏の常として、其の任期の間だけ首尾能く勤めて、租税を滞りなく納め、或は盜賊も出ないこと云ふやうなことで濟めば宜いとしたのであつて、地方の人民の利害休戚と云ふやうなものは念頭に置かないのである。其弊害が積り積つて來て、地方官の重要職務たる徵稅權を利用して、耗羨其他名からして陋規といふ不都合の規定により、人民から手數料を徵收して、官吏を勤めて居る間に一種の金儲けをするのが、公然の秘密

になつて居る。それで一期三年位の間に於て、一族が一生食へるだけの財産を蓄へると云ふことを目的として居る。それでも自分で直接に民政に當つては悪い事をするのに多少氣が咎めもするが、其の間に胥吏とか幕賓のやうな便利な機關があつて、慾望を達するには都合よい行政組織になつて居る。それが爲め、地方の人民と云ふものは、全く官の保護を受けること云ふ考は無くなつてしまつた。地方の人民に取て總ての民政上必要なこと、例へば救貧事業とか、育嬰の事とか、學校の事とか、總ての事を皆自治團體の力で爲ると云ふことになつて來た。近年までは府學の教授、縣學の訓導なども、其の職は單に學問をして郷試などで及第はしたが、知縣以上の職務を得ない者の食扶持を得る處だけになつて、少しも教官たる實務を行はない。教官たる實務を行ふ者は、皆地方が立てた書院の方に在る。前に述べた通り救貧、衛生、其の他の義務的の事業も、皆地方の人民が勝手に經營して居

るのである。甚しきは警察の仕事までも、各自治團體で自治區域の兵を養ふ。即ち多くは無頼漢に一方に職務を得させ、さうしてそれを以て又無頼漢を防ぐ方法を執つて居るのであつて、總ての政務と云ふものは皆地方の自治團體が自ら之を行つて居つて、其の上に三年に一遍交代して來る渡りもの、官吏は、首尾能く税を納め、首尾能く自分の懷ろを肥せばそれで済むと云ふことであつて、ごちらかと云へば人民が皆縣よりも以下なる屯と堡と、其の小さい區域に於て自治をして、官の力を借らないのである。康氏の言ふ所とは全く反對の有様を有つて居るのである。それで若し其の地方に不穩の事があつて、盜賊などが出る時は、官吏は自分の行政區さへ侵されなければ、差支ないこと云ふので、成るべく隣りの行政區に之を逐ひやるやうにする。隣りの行政區でも又それを自分の區域内に入れまいとするに過ぎない。結局責任の譲り合ひで、其の間に盜賊などは雪達摩を轉が

してだん／＼大きな物になるやうに大きな團體になつて、剿滅が出來ぬやうになつて來るのである。明の亡びたのなども全くさう云ふやうな原因から來て居るのであつて、李自成、張獻忠などの討伐軍として、明から派遣された大兵を擁して居り、征伐の職務を有つて居る武官例へば左良玉なども、成るべく自分が鎮撫して居る地方を侵されなければ宜いこと云ふので、其の盜賊を逐ひ廻して居つて、接戦をしない。其の間に盜賊の勢力が益々大きくなつて、李自成のやうな大きなものが明を亡ぼすやうになつたのである。人民はさう云ふ場合には其の自治體たる縣、鎮の城壁に憑つて防がないこと、さうにも仕方がないのである。それで前にも例に引いた乾隆嘉慶の際に於て、三省の大騷亂を來した白蓮教匪の一揆騷動の時などは、常備軍たる綠營も戦はず、中央から派遣された禁旅八旗兵は尙更戦はずと云ふので、仕方なしに地方で義勇兵を募り、それから各自分の郷里を護ることを

主として、一揆が来れば城に立て籠つて、有らゆる財産を城に皆持込
んで、さうして城外は皆空虚にして、掠奪されるものゝ無いやうにし、
而して敵の弱味に乗じて逆襲して之を敗るといふやうなことで、一
揆の騒動は到頭治まることになつた。此の時に一揆の騒動の治まつ
たこと云ふのも、詰りは人民が自から各地方を防禦すること云ふことか
らして成功したのである。

詰る所近來の支那は大きな一つの國とは云ふけれども、小さい地方
自治團體が一つ一つの區畫を成して居つて、それ丈が生命あり、體統
ある團體であるが、其の上に之に向つて何等の利害の觀念をも有た
ない所の知縣以上の幾階級かの官吏が、税を取る爲に入代り立代り
來て居ること云ふに過ぎない。それで謂はゞ殖民地の土人が外國の官
吏に支配されて居ること少しも變らないのである。さう云ふ政治組
織が根本になつて居るから、若し地方に大なる兵力其の他のものを

備へた官吏が居つて、之を鎮撫するのでなければ、何時騒亂が起るか
も分らぬのである。何故となればさう云ふ小さい自治團體と云ふも
のは、必ずしも現在の主權者にばかり服従して居るものではない。こ
の主權者に服従しても一向差支ないのであるから、實際に其の時に
主權を握つて居る者は、地方鎮撫と云ふことを目的として、總督巡撫
のやうな官吏を派遣して鎮定して居るのが、即ち支那の近代の官制
の由つて來る所である。斯う云ふ惰力で出來た官制であるから、之を
一時に變更すること云ふことは、其の惰力を打ち壊す力が無ければ到
處出來ないのである。勿論近日の革命以來、官吏と云ふものは皆地方
から選舉されたので、中央の派遣者でなくなつたこと云ふことだけは
あるが、其の代り今日の有様では地方の都督並に其の以下の者でも、
中央政府に對して殆ど服従の考は無いのである。之を服従させるが
爲に、地方の行政区を小さくして、權力を小さくし、それから軍隊は是

から引放して別に中央政府の權力に直接隸屬するに云ふやうなことにしやうと云ふのが今日の改革論の理想であるけれども、若しさう云ふ風に行政區畫を小さくし、一方には中央政府から派遣された軍隊が地方人民に對してまだ十分の親しみを有たないやうな時に當つて、若し相當な強い一つの謀叛の團體が出来、それが兵器の準備などのあるものである時には、到底大騒亂に陥ることを防ぐ力は無くなるのである。

彼此の現状から歴史から考へて、支那の幾百年來の政治上の惰力の根本を改正しやうと云ふことになるに、なかく一朝一夕の事ではない。教育も進歩し、愛國心も殖え、從來の如く君主を頭に戴かずしても、自分の國に對する義務を十分に辨へるに云ふやうな考が、人民の間に行渡らなければ、到底共和國としての眞の統一事業は出来ない。其の間に幾ら官制の改正に依つて、行政の敏活を圖らうとしても、一

方に便利なことは、必ず一方に又弊害を生ずるやうになつて、十分の成功はむづかしいのである。況んや日本でも、或は露西亞を除く外の歐米諸國でも、同じ國の中に於て、地方に依つて文明の度に非常な差があるに云ふやうなことは少ない。それだから畫一制度を以て之を支配することが出来るけれども、支那の如く江蘇、浙江などのやうな非常に文化の進歩した地方、それから財力の豊富な地方もあれば、邊徼の雲南、貴州、廣西とか、吉林、黑龍江とか、云ふやうな文化の進まない地方もある。之を畫一の政治で治めるに云ふことも將來に取つては餘程の疑問であらうと思ふ。是等は皆今日の支那の内治を改革するに就いて、當然考へなければならぬことである。

以上は内治論として、地方制度に關する總論であるが、現在の事情から考へて見て、更に困難なことがある。勿論日本でも封建からして今日の立憲政治に變るまでの間には、種々急激な變化をするに就いて

困難を感じたのであつて、初め封建を壊して郡縣を敷かうと云ふ時に、薩長の如き大藩からして藩籍奉還と云ふことを申出で、さうして土地を皆朝廷に返して統一を圖つたのである。今日でも各省の區畫を小さくしやうと云ふことになる。自然有力なる各省都督が藩籍奉還と同様に、自分の地位を抛つて、各省の先驅をして見せなければならぬので、それが爲に黎元洪などが都督廢止論の先驅となるやうな手づまに使はれるのであるが、支那に於て最も困難なことは、清朝の時代からして、各省の總督巡撫などが權力が過大で、中央政府の命令が行はれにくいと云ふことを言ふのであるが、併し命令は行はれにくいけれども、總督巡撫を取代へやうとすれば、何時でも取換へられたのである。何人を總督巡撫にしてやらうとも、それは中央政府の勝手次第で、それに反抗すると云ふやうな總督巡撫もなかつたのである。清朝の初めに吳三桂や、尙之信や、耿精忠や、地方の叛藩を平げ

る時は、随分困難をしたけれども、其の後總督巡撫が地方に有する所の勢力を利用して、中央政府に謀叛を企てること云ふやうなものは一人も無かつたのである。それにも拘らず、又何人を總督巡撫として地方へやつても、其の地方へ一旦出掛けて行つて、其の地位に据はると、一廉の勢力になつて、さうして中央政府の命令が相變らずに行はれないと云ふことになる。是は幾百年來の惰力から來た、自然の勢ひであるので、今日でも黎元洪が自ら職務を抛つても、黎元洪に代つて兵を統べると云ふ何人か、湖北に居ると、其處に一つの勢力が出來て、其人は矢張り中央政府の命令通り動かしにくくなるのである。近頃南京を革命黨の手から取つてから、張勳が其の後城へ入つたが、張勳の職務を免ずるに就て、随分困難をしたやうである。さて免職せられた張勳は別に相當の地位を授けられ、馮國璋が代つて南京に勢力を有すると云ふことになる。縦令それが袁世凱に反抗する考がなくて

も、中央政府の命令が何事も思ふ通りに行はれると云ふところが六ヶ
しくなるのである。近頃の新計畫の如く地方の行政区畫を小さくし
ても、軍隊を全國九軍團に分けて、地方を鎮撫する以上、其の軍隊の方
に勢力が歸して、依然として總督巡撫と同様になるかも知れぬ。殊に
總督巡撫は民政上の責任の有る官吏で、地方人民の事にも注意する
のであるが、若し單に軍事上の官吏として兵權を擁したものが地方
に派遣されて居ると云ふことになる。民政上の責任が無い代りに
尙地方に於て驕慢を振舞つて、中央政府に迷惑を懸けるのみならず、
地方の民政官にも非常な迷惑を懸けることになる憂がある。それは
即ち唐の藩鎮などが其の適例である。

斯う云ふ點を總て考へると云ふと、今日に於て此の行政区畫を變更
すると云ふことは、理論としては或は宜いかも知れぬけれども、中々
容易に實行は出来ない。又實行が出来た所が支那の民政上の根柢の

弊害が除かれない以上、即ち人民が自から支那の國民であること云ふ
ことを自覺して、さうして強い愛國心を生じない以上、いろ／＼な小
細工をやつても、決して其の成績が擧がるべき見込はないのである。
今日に於て内治上さう云ふ小細工をするよりも、誠實に時宜に適す
る方針を求めやうとならば、中央政府に居るものも、地方に居るもの
も皆一致して、私心を去つて國を維持すること云ふ考が十分に起るこ
と尙日本の維新の際の如くでなければならぬ。日本の維新の際は多
少人と人との間に小競合はあつても、日本の統一事業、日本の國力を
進歩せしめること云ふことに就ては總て一致した考を以て、而かも之
に對して非常に強烈な愛國心を加へて進んで行つたのである。
要するに今日の支那の内治の問題は、其の當局者なり、人民なりが國
に對する義務を感じず、道德の問題であつて、小さい行政上の制度變
更や何かのやうな末の問題ではないのである。

四、内治問題の二 財政

支那が目下最も困難を感じて居るのは財政の問題である。是は清朝の末年からして既に非常な困難に陥つて居つたので、宣統三年の豫算に於て、政府の提出案は既に収入が二億九千六百九十六萬餘圓であるのに、歳出が三億七千六百三十五萬餘圓かであつて、約八千萬圓の不足を生ずると云ふことであつた。其の當時資政院に於ては此の豫算を修正して、歳入を三億〇一百九十一萬餘圓とし、歳出を二億九千八百四十四萬餘圓として、三百四十六萬餘圓の剩餘を生ずるやうにしてあるけれども、此は机の上での修正で、實際は政府案の方が信用されるのである。其の革命以後財政状態は更に善くならないのみ

ならず、益々紊亂を來して、殆ど手の下しやうがない有様になつて居る。中華民國第二年度の豫算を立てた際には、随分出鱗目ではあるが、歳入を三億一千餘萬元とし、歳出は六億四千六百餘萬元で、其の差を内債で埋合せやうといふのであつたが、歳入の半分以上を借金で埋合せるといふ豫算案さへ、既に珍無類のものであるのに、其實際に至ては、更に驚くべき者であつて、熊希齡氏の施政方針中にいふ所によれば、民國元年より二年十一月までの間に、各省から中央政府に送金した額は山東、河南、湖南、廣東、江西等で二百六十餘萬元に過ぎない。さうして反て中央政府が地方政府の請求に餘儀なくされて支給した額が一千四百餘萬元で、又地方政府が従來分擔して居る外債や賠償金を支拂はないのみならず、地方債すらも支拂はないので、中央政府が立替へた額も九千餘萬元に上つたのである。中央政府の収入は海關、鹽稅、鐵道の收入等であるけれども、其中海關と鹽稅とは外債の擔

保になつて居るから、實收にはならない。熊氏は新たに財政計畫を發表して、關稅、鹽稅一億四千餘萬元を除き、其他の收入を一億七千七百餘萬元と豫算し、それで歳出を大節約して二億五千萬餘元と見積り、七千餘萬元の不足を稅制整理で補充しやうといふことになつて居る。是が現時の財政状態である。處で袁政府といふものが若し力を以て統一したものであれば、總て此の機會に乗じて種々の果斷な政策を行ひ、例へば日本の維新の際に於て徳川家の八百萬石の收入を七十萬石に削減し、各藩の收入の幾分を中央政府に差上げさせて、財政を維持し、それから廢藩置縣を斷行して、財政の統一を完成することを得たのであるが、袁世凱の如く妥協政策に依つて成立した新らしい政府は、各地方政府に向つても空文の催促狀を出すのみで、威力を以て納稅を要求することが出来ない。此の如き非常な困難を來したのである。そのみならず、各地方に於ても革命の起る當初、支那で